

三木町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

平成 28 年 3 月

(平成 30 年 4 月一部変更)

(令和 2 年 4 月一部変更)

香川県 三木町

目次

第1章 総論

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 他の計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間及び目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 計画の対象地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 対象となる廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 三木町の現状

- 1 三木町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 三木町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (4) 就業地の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (5) 三木町の道路及び公共交通機関・・・・・・・・・・・・ 9
 - (6) 公共施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (7) 土地利用の現況及び土地利用規制・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 ごみ処理の現状

- 1 三木町のごみ処理の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 ごみ処理施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 三木町クリーンセンターの概要・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 香川東部溶融クリーンセンターの概要・・・・・・・・・・ 18
- 3 ごみ収集運搬処理等の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 定期収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (2) 収集地区及び収集日について・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (3) 三木町で収集及び処理しないものについて・・・・・・・・ 23
 - (4) 三木町クリーンセンターへ直接搬入する場合について・・ 24
 - (5) 個別収集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 4 ごみの再資源化及び減量化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (1) 行政によるごみ再資源化について・・・・・・・・・・・・ 25
 - (2) 集団回収について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

(3) 生ごみ処理容器、生ごみ処理機購入助成制度について	25
(4) 再生利用状況の実績について	27
5 ごみ処理実績及びその性状	28
(1) ごみ搬出量の実績について	28
(2) 種別ごとの収集ごみについて	28
6 問題点の整理と課題の抽出	30
(3) 排出抑制について	30
(4) 収集運搬について	30
(5) 中間処理について	30

第4章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理方針	31
(1) 基本理念	31
(2) 現状と課題	31
(3) 基本方針	32
2 人口及びごみの量の予測	32
(1) 予測方法	32
(2) 予測手順	33
(3) 予測参考資料	34
(4) 将来人口の予測結果	35
(5) 将来におけるごみ排出原単位の予測結果	37
(6) 再生資源化量の予測結果	48
(7) 予測結果のまとめ	52
3 ごみの減量化及び資源化に関する目標値の設定	54
4 ごみの排出抑制のための方策に関する事項	55
(1) 三木町の役割	55
(2) 三木町民の役割	55
(3) 事業者の役割	55
5 分別収集ごみの種類及び分別の区分	56
6 ごみ処理計画	57
(1) 収集・運搬計画	57
(2) 中間処理計画	58
(3) 最終処分計画	58
7 ごみ処理施設の整備に関する事項	58
(1) 施設整備基本方	58

(2) 財政計画の立案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

(3) 施策の事後評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

資料

(1) 三木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例・・・・・・・・資-1

(2) 三木町環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-6

(3) 三木町環境美化条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-11

第1章 総論

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法第6条第1項の規定により、三木町の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を策定するもので、今後の社会情勢や各種法令等を踏まえ、長期展望と環境や資源の保全の視点に立って、行政が行う一般廃棄物処理の推進はもとより、三木町民、事業者等が行うべき方策、行動を支援し促進するための基本方針、施策を定めるものである。

三木町（以下「本町」という。）のごみ処理に関しては、昭和61年度から一部の地域において資源ごみの収集を開始し、平成元年度から町全体に拡大している。可燃ごみについては平成13年度より有料化を開始した。平成25年度にごみ処理分別方法の一部変更や三木町クリーンセンターへの持込みごみの有料化を開始し、更なるごみの分別促進と減量化を図っている。

また、平成3年度から生ごみ処理容器及び平成13年度から生ごみ処理機の購入者に補助金を交付するなど、ごみ減量化及び資源化の促進に努めている。この計画は、「第五次三木町振興計画」（平成23年3月策定）や「三木町都市計画マスタープラン」（平成25年3月策定）等に則して、適正かつ計画的な一般廃棄物処理を推進するために、長期的かつ総合的な指標となる「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定するものである。

2 他の計画との関係

本計画は、本町から排出されるごみを廃棄物処理法に則り、適正に処理するための施策、各事業の基本方針を示すものであり、本庁の廃棄物行政の基本となるものである。

本計画と他の計画との関係は、次に示す図1のとおりである。

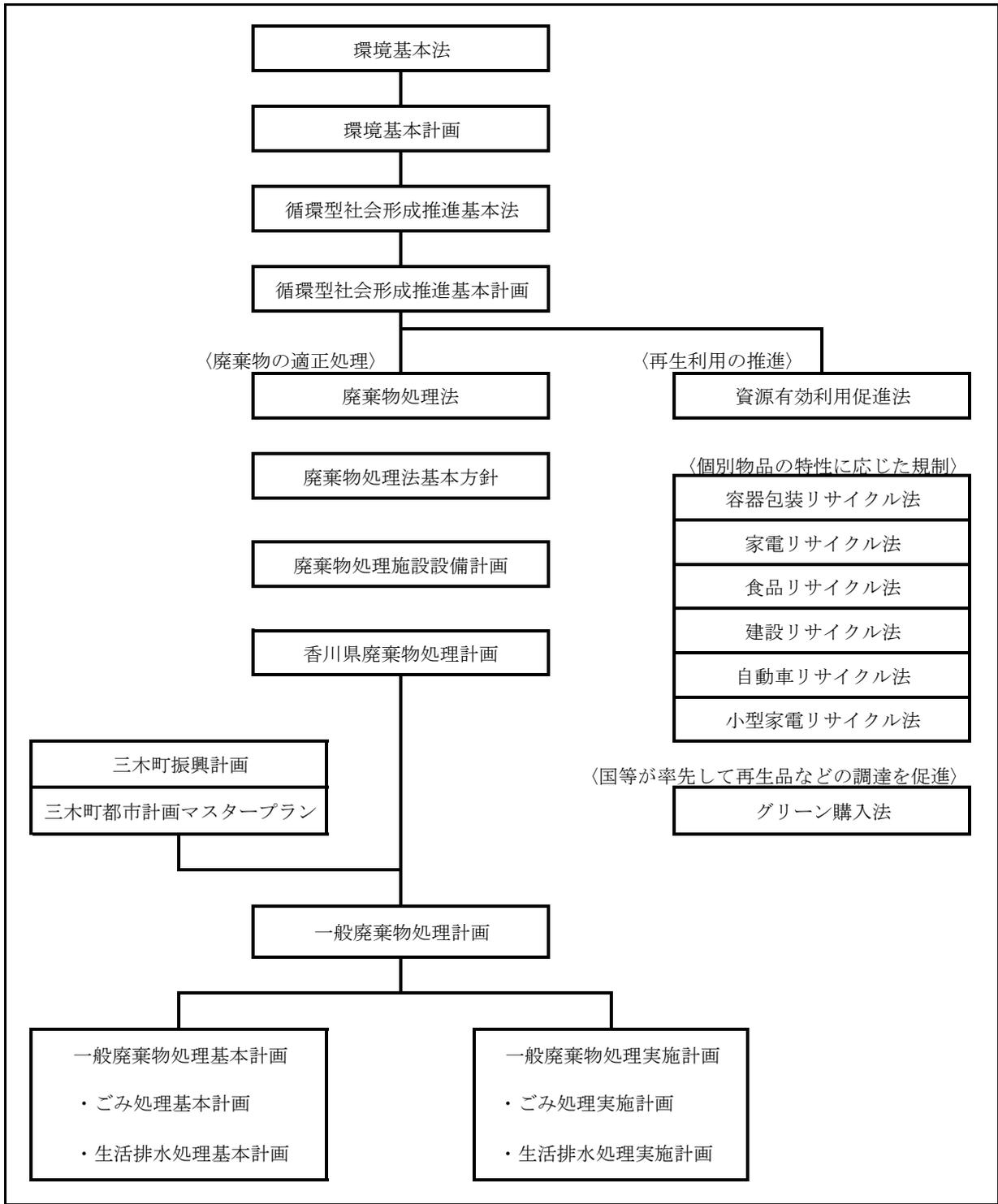


図 1-1 一般廃棄物処理計画と他の計画との関係

3 計画期間及び目標年次

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先とし、概ね5年ごと又は策定的前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされている。本計画では、計画期間を平成28年度から平成37年度までの10年間とし、平成32年度を中間目標年次、平成37年度を計画目標年次に設定する。

4 計画の範囲

(1) 計画の対象地域

対象地域は、本町全域とする。

(2) 対象となる廃棄物

本町が自ら処理するごみだけでなく、廃棄物処理法第6条の2第5項に規定する多量排出事業者に指示して処理させるごみや本町以外の者が処理するごみも含め、本町で発生するすべてのごみについて対象とする。

5 計画の基本的事項

ごみについては、①できる限り排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては不公正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用が行われないものについては、⑤適正な処分を確保することを基本とする。

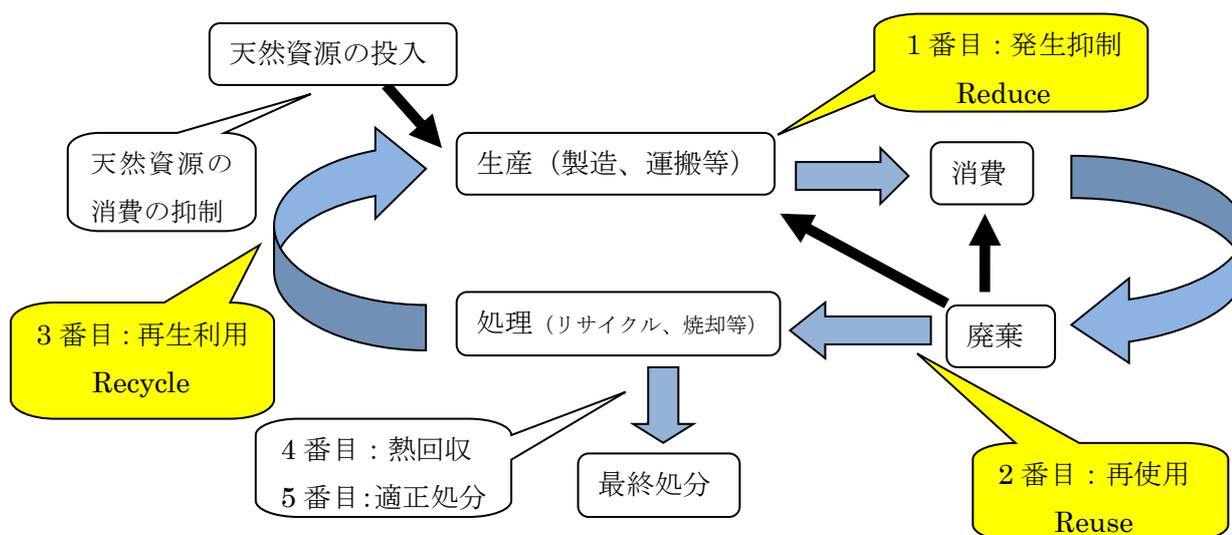


図 1-2 循環型社会に向けた処理の優先順（循環型社会形成推進基本法）

第2章 三木町の現状

1 三木町の現状

(1) 三木町の概況

本町は、香川県の東部に位置し、西は高松市、北は高松市（牟礼町）とさぬき市（志度）に接し、東はさぬき市（長尾）、南は高松市（塩江町）と徳島県美馬市に接している。町土は、東西 5.8 k m、南北 18.4 k m の南北に細長い地形をしており、面積は 75.78 k m² と県土の約 4% を占めている。

北部と南部に山地があり、中央が低地部の平坦な平地になっており、その中央を東西に主要地方道高松長尾大内線が抜け、この高松長尾大内線の北側を高松琴平電気鉄道長尾線が平行に走っている。

また、北部には、自動車専用道路である高松自動車道が走り、さぬき三木インターチェンジを経由して徳島県・京阪神方面への高速道路の利用が可能となっている。



図 2-1 三木町の位置 抜粋：「三木町都市計画マスタープラン」

(2) 沿革

昭和 29 年 10 月 1 日に平井町、神山村、田中村、氷上村、下高岡村が合併して三木町が誕生した。昭和 31 年 9 月に東部の井戸村が合併し、同 34 年 11 月に井戸地区の一部が、旧長尾町（現さぬき市）に編入され、現在に至っている。

(3) 人口

香川県の人口は、平成2年をピークに平成7年には減少に転じている。

本町の人口は、昭和60年には26,021人でしたが、平成17年には28,790人と増加していた。しかしながら、平成22年には28,464人となり、減少に転じている。

町全体と都市計画区域内の人口動態を比較すると、都市計画区域内人口の増加率の方が大きい値となっているが、都市計画区域内の人口も平成22年には減少に転じている。

表2-1 人口の推移

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
香川県	人口(人)	1,022,569	1,028,509	1,027,004	1,022,890	1,012,400	995,842
	増加率(%)	-	-	-	▲ 0.4	▲ 1.0	▲ 1.6
	指数	-	-	100.0	99.6	98.6	97.0
三木町	人口(人)	26,021	26,966	27,766	28,769	28,790	28,464
	増加率(%)	-	-	-	3.6	0.1	▲ 1.1
	指数	-	-	100.0	103.6	103.7	102.5
三木町 都市計画区域内	人口(人)			24,730	26,778	26,923	26,829
	増加率(%)			-	8.3	0.5	▲ 0.3
	指数			100.0	108.3	108.9	108.5

注：指数は、都市計画区域の指定が平成3年1月11日であるため、平成7年を基準としている。

資料：国勢調査

抜粋：「三木町都市計画マスタープラン」

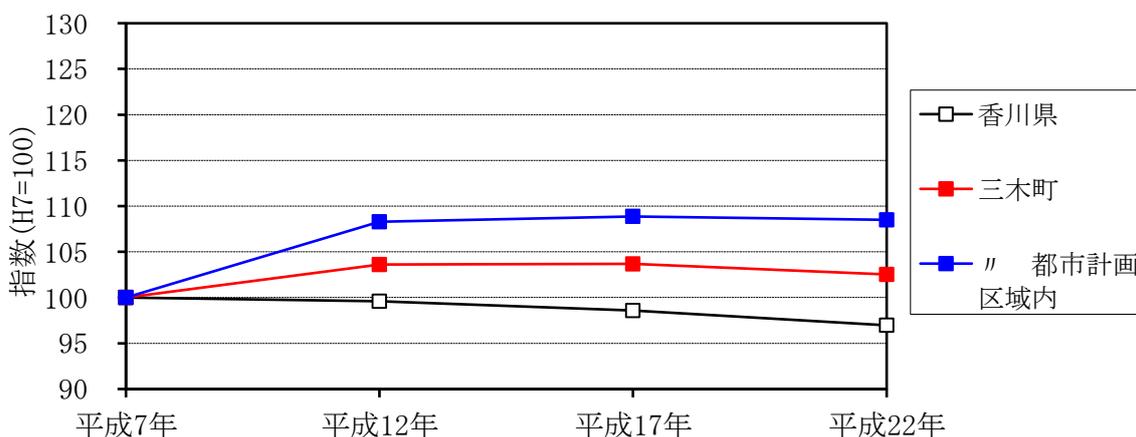


図 2-2 人口（指数）の推移

抜粋：「三木町都市計画マスタープラン」

本町の世帯数は、昭和 60 年には 7,445 戸であったが、平成 22 年には 10,639 戸となっており、約 43%増加している。

この世帯数の増加率は、香川県と比べて本町の方が大きな値となっている。

また、都市計画区域内の世帯数も年々増加しており、増加の割合は三木町全体より大きな値となっている。

表2-2 世帯数の推移

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
香川県	世帯数(戸)	306,996	322,807	346,147	364,972	377,691	390,474
	増加率(%)	-	-	-	5.4	3.5	3.4
	指数	-	-	100.0	105.4	109.1	112.8
三木町	世帯数(戸)	7,445	8,119	8,847	9,895	10,278	10,639
	増加率(%)	-	-	-	11.8	3.9	3.5
	指数	-	-	100.0	111.8	116.2	120.3
三木町 都市計画区域内	世帯数(戸)			8,162	9,234	9,617	10,016
	増加率(%)			-	13.1	4.1	4.1
	指数			100.0	113.1	117.8	122.7

注：指数は、都市計画区域の指定が平成3年1月11日であるため、平成7年を基準としている。

資料：国勢調査

抜粋：「三木町都市計画マスタープラン」

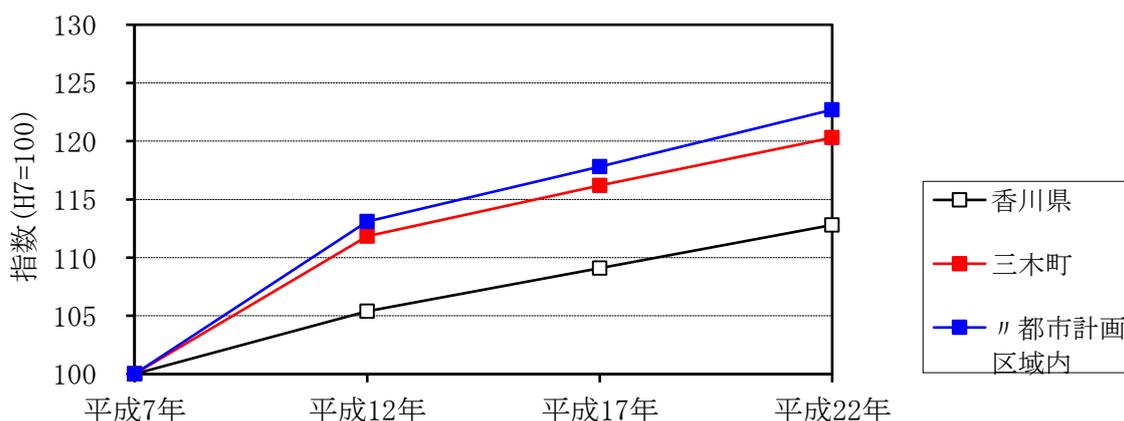
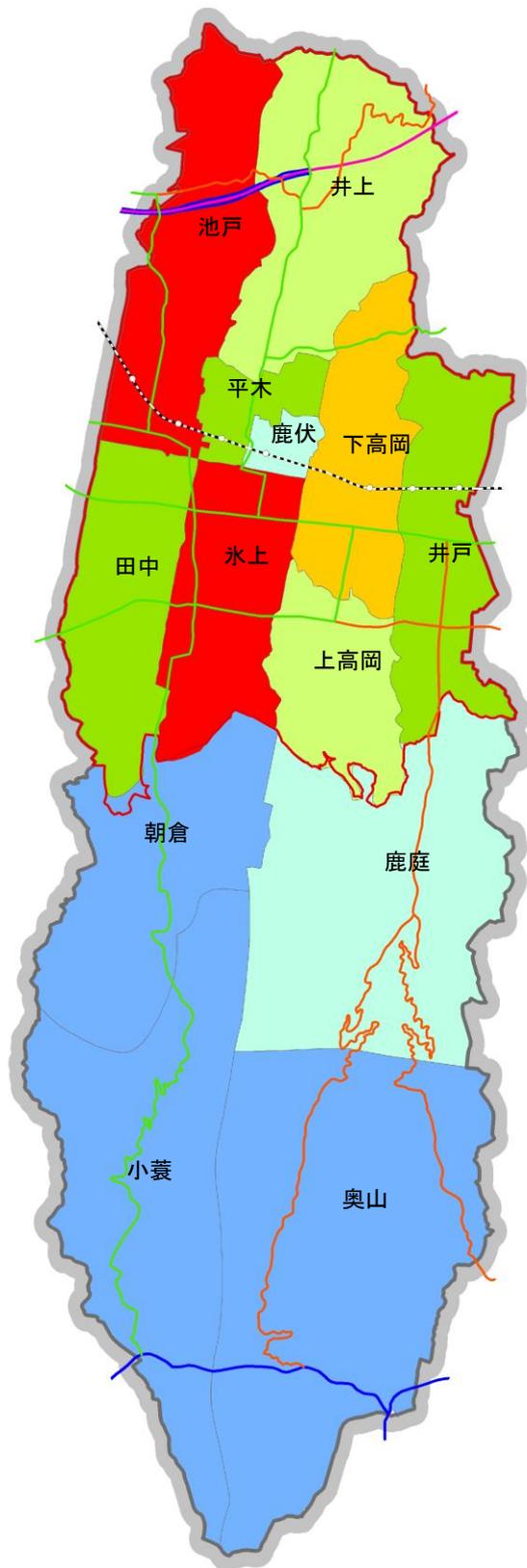


図 2-3 世帯数の推移

抜粋：「三木町都市計画マスタープラン」

●三木町人口状況



※H22 国勢調査より
 抜粋：「三木町都市計画マスタープラン」

図 2-4 人口状況図

(4) 就業地の動向

町内在住による就業者は 13,696 人で、その内、本町で就業している人は 5,418 人 (39.6%)、他市町で就業している人は 8,278 人 (60.4%) である。

他市町で就業している人の内訳は、高松市が最も多く、約 7 割を占めている。

一方、他市町在住の人も含めて、本町にて就業している人は 10,124 人で、その内、町内在住者は 5,418 人 (53.5%)、他市町在住の人は 4,706 人 (46.5%) である。

他市町在住の内訳は、高松市が最も多く約 7 割を占めている。

表2-3 就業者の分類

単位：人

三木町に住む 15歳以上 就業者数	他市町で働いている就業者数 (流出就業者数)							町内に住 み町内で 働く就業 者数	合計
	1位 高松市	2位 さぬき市	3位 東かがわ市	4位 坂出市	5位 綾川町	その他	計		
	6,047	1,290	218	102	89	532	8,278	5,418	13,696
三木町で働く 15歳以上 就業者数	他市町に住み本町で働く就業者数 (流入就業者数)							町内に住 み町内で 働く就業 者数	合計
	1位 高松市	2位 さぬき市	3位 東かがわ市	4位 綾川町	5位 丸亀市	その他	計		
	3,124	1,152	216	54	50	110	4,706	5,418	10,124

資料：平成22年国勢調査



図 2-5 流出、流入就業者の状況

抜粋：「三木町都市計画マスタープラン」

(5) 三木町の道路及び公共交通機関

本町の主要な道路網は、東西に主要地方道高松長尾大内線（さぬき東街道）、主要地方道三木国分寺線及び町道池戸井戸線（長尾街道）が、南北に主要地方道小蓑前田東線、主要地方道三木牟礼線及び主要地方道三木綾が走っており、それらを結ぶ町道によって形成されている。

また、本町北部を横断する国道 11 号高松東道路沿いに高松自動車道が走っている。高松自動車道は、さぬき三木～津田東間が平成 10 年 3 月に開通し、高松中央～さぬき三木間が平成 13 年 3 月に開通した。

町道は、総延長約 220.8km であり、公道の 74% を占めている。また、舗装率は、1 級町道が 100.0%、2 級町道が 99.9%、その他町道が 97.9% と高い。表 2-4 に道路の状況を示す。

表 2-4 道路の状況

単位：m

種 別	高松自動車道	国 道	主要地方道	一 般 県 道	町 道	計
延 長	3,621	9,285	35,579	28,996	220,785	298,226

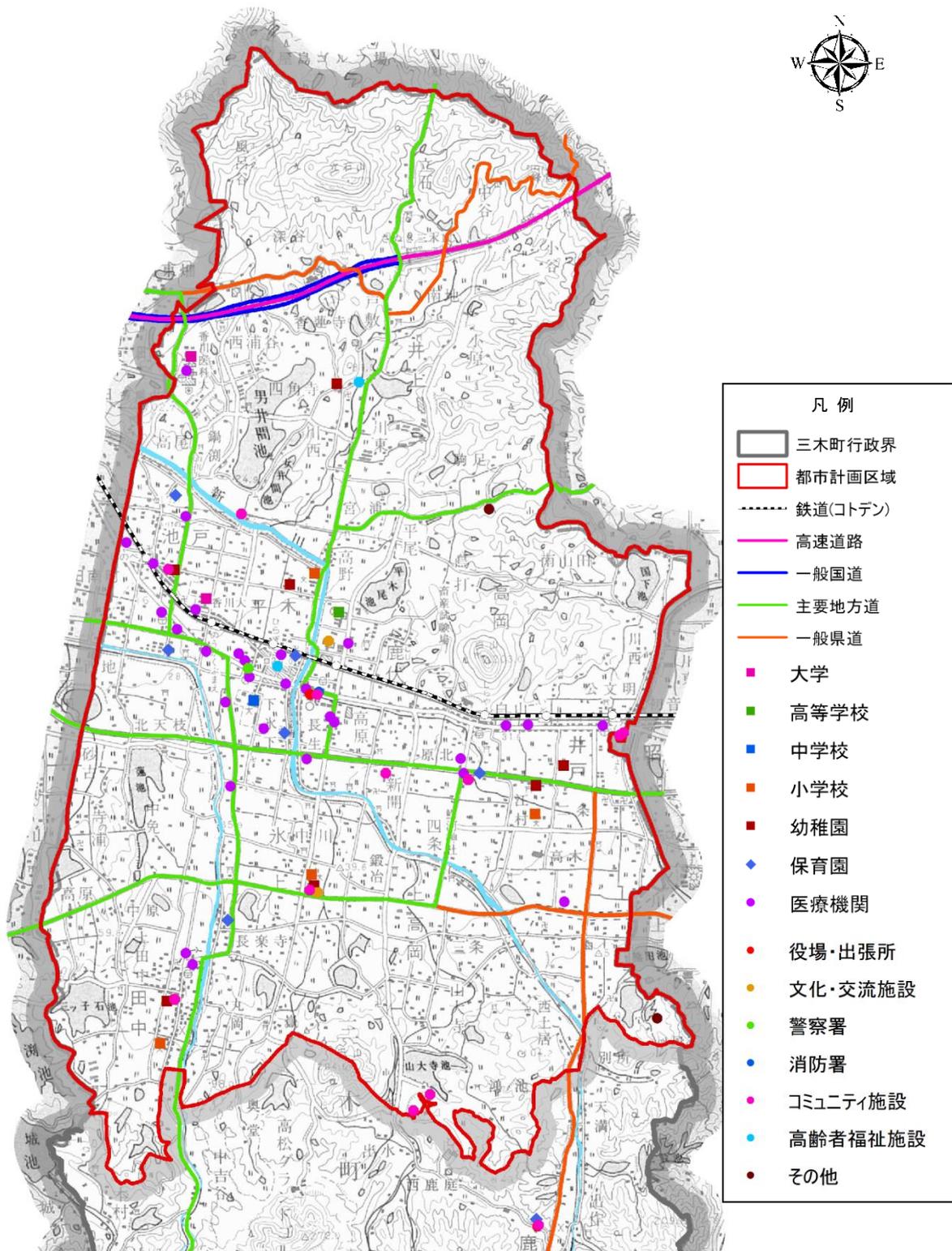
資料：「三木町土木建設課（平成 24 年 4 月現在）」

一方、公共交通機関は、琴平電鉄長尾線及びコミュニティバスがある。これらの交通機関は、学生の通学や高齢者の移動手段としての重要度が高い。

(6) 公共施設

本町中心における公共施設は、三木町役場及び三木町文化交流プラザをはじめとし、文教施設では香川大学医学部、香川大学農学部、三木高等学校、三木中学校、平井小学校等があり、医療施設としては、香川大学医学部附属病院等がある。また、宿泊等施設では、トレスタ白山がある。

図 2-6 に都市計画区域内の公共施設等の位置を示す。



抜粋：「三木町都市計画マスタープラン」

図 2-6 公共施設等の位置図（都市計画区域内）

(7) 土地利用の現況及び土地利用規制

本町の土地利用状況は、表 2-5、図 2-7 に示すように、町域 75.78km²のうち、約 39.4%を山林・原野が占め、水田、畑等の農地が約 23.2%を占めている。宅地は約 5.11 km²で、約 6.7%を占めている。また、県都高松市に隣接し、高松市中心市街地へは車で約 30 分の利便性を有していることや、主要地方道高松長尾大内線(さぬき東街道)の開通、更に国道 11 号高松東道路の開通等から、今後、ますます利便性が向上し。高松市を中心としたベッドタウン化が進むことが考えられ、宅地面積の占める割合が大きくなると考えられる。

表 2-5 地目別土地利用面積

区分	農地	宅地	山林・原野	その他	計
面積 (ha)	1,761	511	2,988	2,318	7,578
構成比 (%)	23.2	6.7	39.4	30.7	100.0

資料：「三木町税務課 平成 24 年 4 月現在」

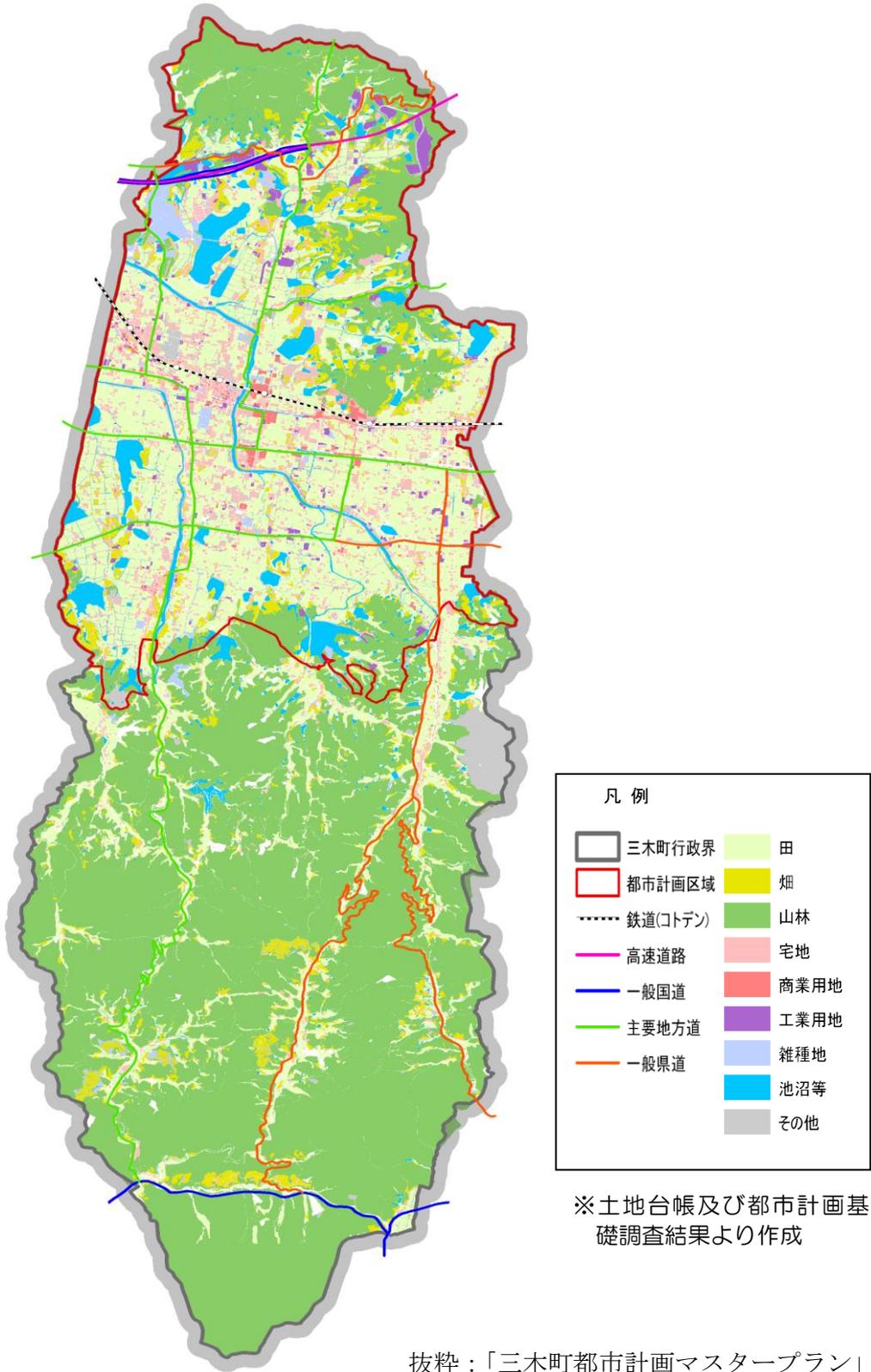


図 2-7 土地利用現況図

第3章 ごみ処理の現状

1 三木町のごみ処理の概要

本町で発生する家庭系ごみは、委託業者が収集し、可燃ごみ、不燃・粗大ごみは香川東部溶融クリーンセンターで溶融処理している。溶融炉は最終処分場を必要とせず、溶融スラグ・メタルはアスファルト骨材や建設用カウンターウエイトとして再利用している。

資源ごみのアルミ缶、スチール缶、ビン、鉄類は三木町クリーンセンターで分別して、プレス機で処理し、アルミ、鉄、ビン、紙、布類の運搬処理は業者委託し、リサイクルしている。小型家電については平成25年10月から役場、サンサン館みきの2箇所に専用ボックスを設置し回収した後、認定業者へ引渡し、リサイクルしている。下記に本町で発生したごみ処理の流れを示す。

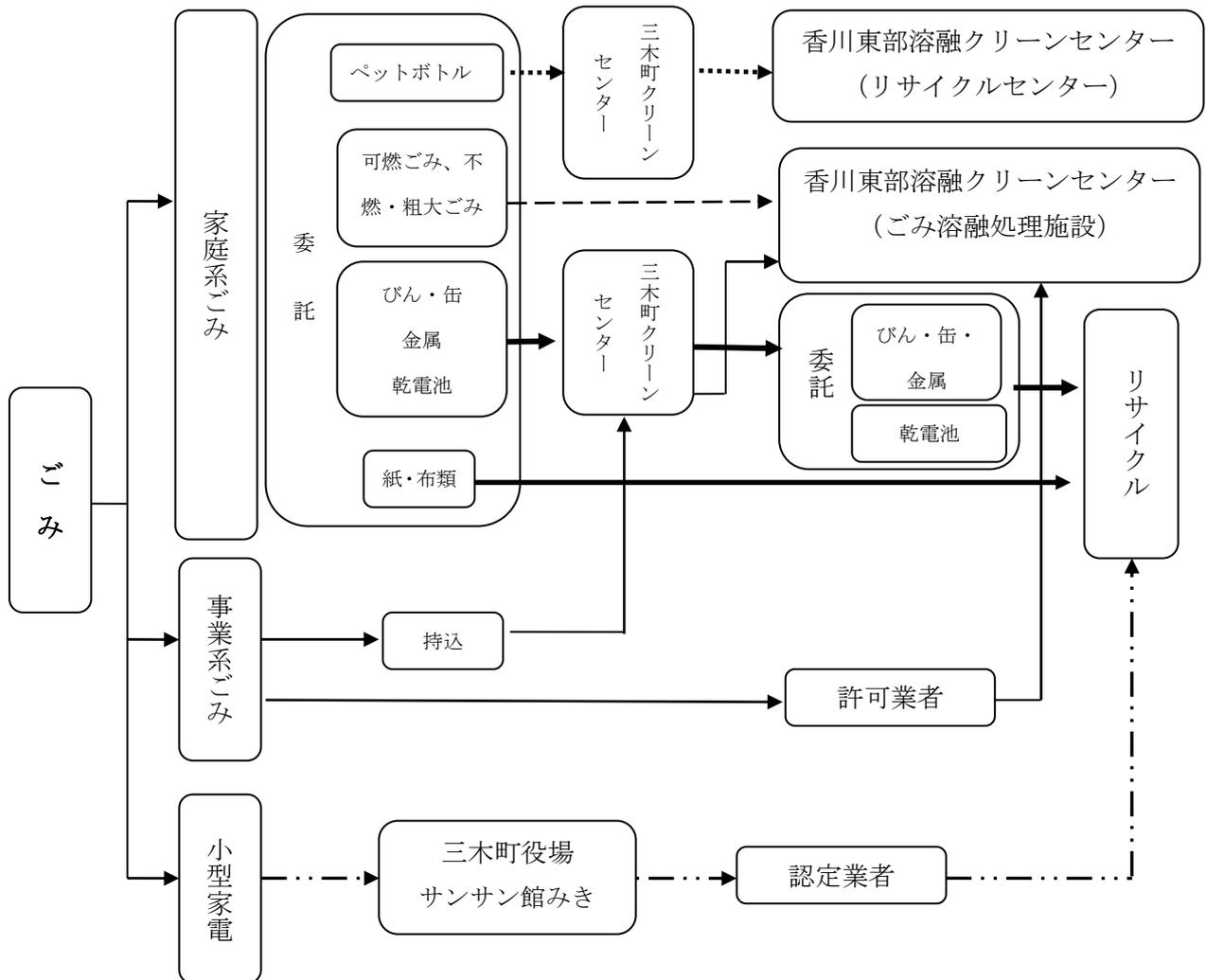


図 3-1 三木町で発生するごみ処理の流れ (平成 30 年 4 月変更)

2 ごみ処理施設の現況

(1) 三木町クリーンセンターの概要

本町で稼動している三木町クリーンセンターの施設概要及び位置図を下記に示す。

表 3-1 三木町クリーンセンター施設概要

施 設 名	三木町クリーンセンター
事 業 主 体	三木町
所 在 地	三木町大字下高岡 4319 番地
再資源化ごみ選別・減容処理設備	設備処理能力 4.90 t / 5 h
選 別 設 備	磁選機 0.98 t / h アルミ選別機 0.30 t / h
圧 縮 設 備	金属圧縮機 0.98 t / h
計 量 設 備	ロードセル式トラックスケール 秤量 30 t
粗 大 ご み 上 屋 棟	床面積 80.0 m ²
持込みごみ（可燃・不燃）上屋棟	床面積 67.6 m ²
ビ ン 貯 留 槽	3 槽

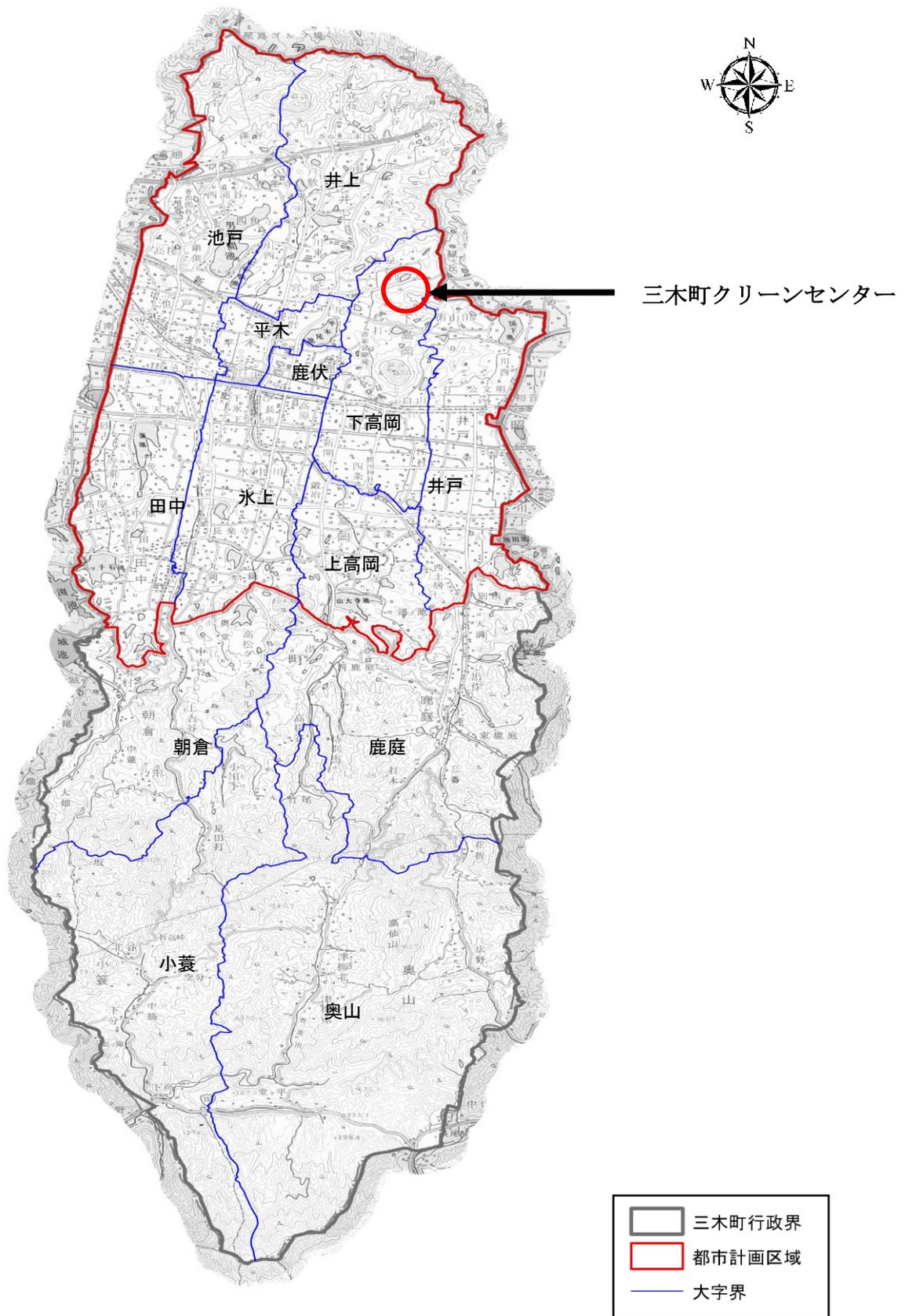


図 3-2 三木町クリーンセンター位置図（三木町全図）

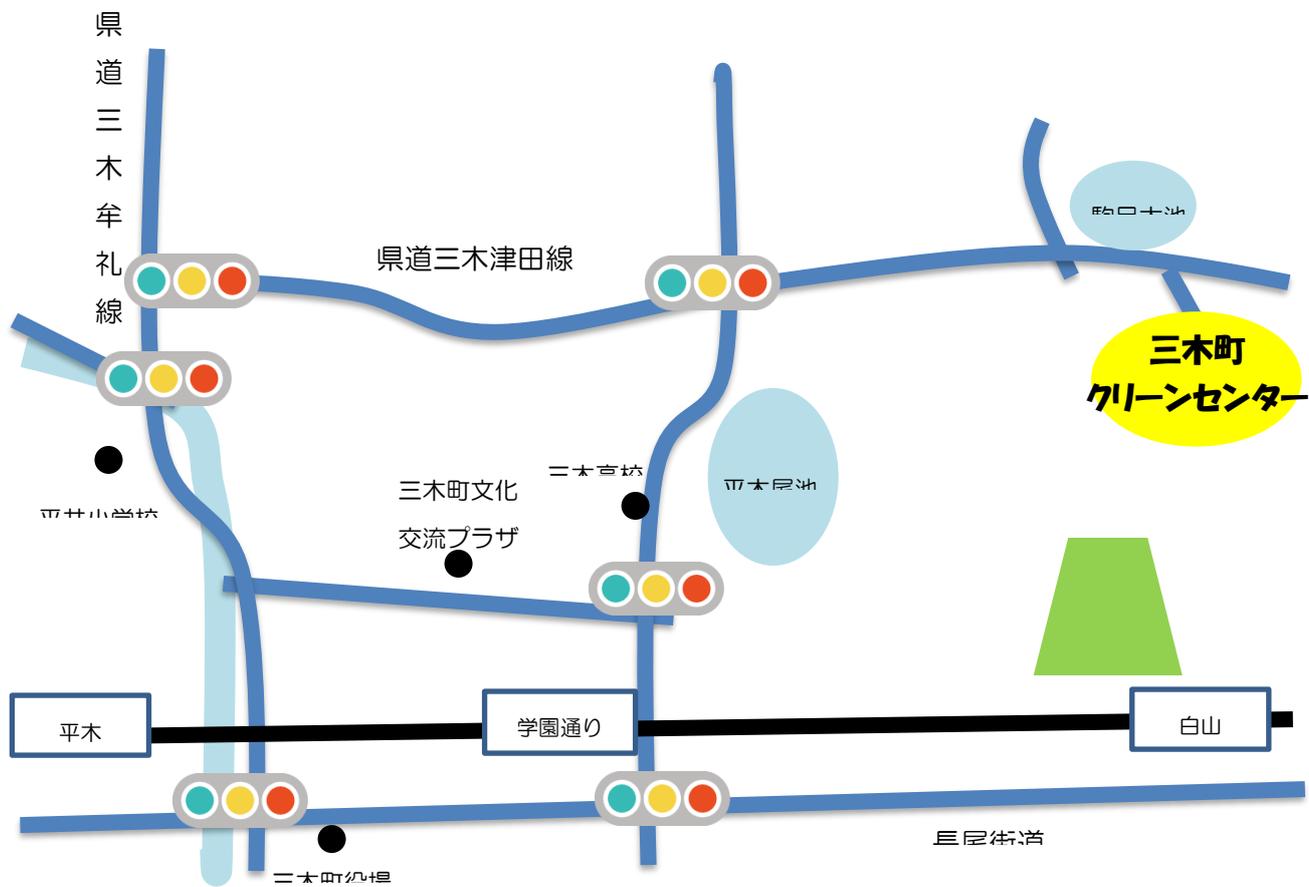


図 3-3 三木町クリーンセンター位置図（略図）



金属圧縮機



計量機



ビン貯留槽

図 3-4 三木町クリーンセンターの概要

(2)香川東部溶融クリーンセンターの概要

本町で発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及びペットボトルは、三木町、さぬき市、東かがわ市の2市1町で構成する香川県東部清掃施設組合の施設にて共同処理を行っている。

当該施設は溶融処理を行い、処理した際に発生するスラグ及びメタルは資源化を行っており、溶融飛灰も資源化を行っていることから、最終処分をしているものが無い。

また、処理を行う際に発生した熱エネルギーについては、施設内の電力等としてエネルギー活用を行っている。

以下に香川東部溶融クリーンセンターの概要を示す。

表 3-2 香川東部溶融クリーンセンターの概要

施設名称	香川東部溶融クリーンセンター	
所在地	香川県さぬき市長尾東 3013 番地	
敷地面積	約 17,200 m ²	
ごみ溶融処理施設	処理方式	全連続高温溶融方式
	稼動開始時期	平成9年6月（3号炉 平成14年4月稼動開始）
	処理能力	195 t/日（65 t/24h × 3炉）
	処理対象物	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
	余熱利用設備	廃熱ボイラ、蒸気タービン発電機
	排ガス処理設備	バグフィルタ、乾式消石灰吹込方式（HCL）、尿素吹込方式（脱NOX）、活性炭吹込方式（脱ダイオキシン類）
	灰処理設備	薬剤処理、セメント固化方式及び集じん灰搬送方式
	粗大ごみ破砕機	10 t/5 h
リサイクルセンター	処理方式	ペットボトルの圧縮梱包
	稼動開始	平成14年4月
	処理能力	0.8 t/日（5 h）

3 ごみ収集運搬処理等の現況

(1) 定期収集

本町で発生する一般廃棄物の分別区分及び収集方式等を以下に示す。

表 3-3 定期収集

収集区分	主な品物	出し方
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・塵芥類（調理くず、残飯） ・紙くず類（ちり紙、紙おむつ） ・テープ類 （カセットテープ、ビデオテープ） ・皮革・ゴム製品（革靴、長靴、靴） ・プラスチック製品（プラモデル、時計、洗いおけ） ・繊維くず（軍手、糸糸、ぬいぐるみ） ・少量の枝・枯葉 ・木くず、剪定枝 	<ul style="list-style-type: none"> ・町指定ごみ袋（45ℓ、30ℓ、20ℓ）に入れる。 ・生ごみは、十分に水切りする。 ・食用油は、紙などにしみこませて出す。 ・紙おむつは、汚物を取り除いて出す。 ・木くず、剪定枝は、40 cm以内に切断して指定（45ℓ）を巻きつけて出す。
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電製品（家電4品目を除く） ドライヤー、ラジカセ、炊飯器、ポット等 ・焼却灰 ・陶磁器類（皿、茶碗、花瓶、植木鉢、壺） ・ガラスくず（皿、鏡、グラス） ・複合素材製品（傘、眼鏡、ペン） ・蛍光灯・電球・壊れた陶器・刃物等 	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光灯・電球・板ガラス・壊れた陶器刃物等は中身が分かるように白色か透明の袋に入れて「危険」と表記して箱に入れて出す。
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除機、ストーブ、扇風機、コンロ、布団等 ・長さが40 cm以上1m以下で20 kg未満の家具等 	<ul style="list-style-type: none"> ・布団類は1枚ずつ十字に束ねて出す。 ・ストーブ類の灯油は抜いて出す。
大型粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・たんす、机、マッサージ器、ソファ、畳、マットレス、ベッド等 （1mを超える家具等または20 kgを超える重さのもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集出来ないなので、直接クリーンセンターへ持ち込む。
缶類	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ製 飲料缶、スプレー缶 	<ul style="list-style-type: none"> ・中身を空にして軽くすすいで出す。 ・町専用網袋（緑色）に入れる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ スチール製 	飲料缶、缶詰、菓子缶、スプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中身を空にしてすすいで出す。 ・ スプレー缶などは中身を使い切り、ガス抜きをして出す。 ・ 町専用網袋（青色）に入れる。
びん類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料びん ・ 化粧品びん ・ インスタントコーヒーびん ・ 酒びん (茶色・白色・青緑色) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ キャップをとり、中身を軽くすすぎ、色別に分けて出す。 ・ キャップやふたは可燃ごみへ出す。 ・ 町専用のコンテナに入れる。
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料用 ・ 酒用 ・ 醤油用 		<ul style="list-style-type: none"> ・ キャップとラベルをとり、中身を軽くすすいで出す。(キャップとラベルは可燃ごみへ出す) ・ つぶさないで出す。 ・ 町専用網袋（黄緑色）に入れる。
紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞・牛乳パック ・ 雑誌・雑紙 ・ 段ボール 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 種類ごとにひもで十字に束ねて出す。 ・ 雨天の場合は、ポリ袋に入れるか次回の収集日に出す。
衣類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衣類 ・ タオル 		<ul style="list-style-type: none"> ・ ひもで結ぶかポリ袋に入れて出す。 ・ 雨天の場合は、ポリ袋に入れるか次回の収集日に出す。
金属類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理器具（フライパン、鍋、やかん） ・ 缶類（30cm 以上 40cm 未満、オイル、ペンキ等） ・ 鉄くず（鉄アレイ、チェーン、バーベル） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務用の缶類は収集不可。 ・ 中身の入った缶類は収集不可。
廃乾電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筒型乾電池 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 町専用の赤色専用バケツへ（ボタン型電池、ニカド電池は販売店へ）
		臨時・粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三木町クリーンセンターへ電話予約申し込みをする。 軽トラック 1 台につき 3,810 円(税抜) 普通トラック 1 台につき 4,630 円(税抜) 2 トン車 1 台につき 9,524 円(税抜) (分別し、可燃ごみは指定袋に入れる)

(2) 収集地区及び収集日について

本町における収集地区及び収集日は下記の表のとおりであり、ごみステーションは町内に600箇所程度あり、いずれのステーションも地元の自治会長等を中心に地区住民により維持管理が行われている。

表 3-4 収集地区及び収集日

収集地区		可燃ごみ	資源ごみ (カン・ビン・ペットボトル)	資源ごみ (紙・衣類・金属) 不燃ごみ 粗大ごみ	廃乾電池
		週2回	月2回	月1回	月1回
平井地区 (池戸)	宮ノ前、池戸下所、登松、宗戸北、宗戸中、宗戸南、柳町、錦町北、錦町南、桜町北、桜町南、天神前、天神町、大塚、上池西、上池東、大塚西団地、サントウン上池東	月曜日・木曜日	第1・3 火曜日	第1 金曜日	第1 火曜日
平井地区 (鹿伏・平木・池戸)	鹿伏東、鹿伏、白山台団地、シャルム平木尾池、白山ビレッジ、茶園、花枝東、花枝西、平木下所、三木団地、荒木、荒木団地、平木下所団地、砂入、砂入団地、大塚団地	月曜日・木曜日	第2・4 火曜日	第3 水曜日	第2 火曜日
平井地区 (平木・井上・池戸)	平尾、高野、山田、宮ノ浦東、宮ノ浦西、尾崎、川西、川東、小原、馬場、南地、小谷、中谷、北地、立石、柿谷、戸敷、戸敷中、風呂谷、深谷、四角寺、香蓮寺、西浦谷、鍋淵、高尾、医学部看護師宿舎、医学部池戸宿舎、男井間団地、四角寺南団地	火曜日・金曜日	第2・4 木曜日	第1 水曜日	第2 木曜日
氷上地区	下氷上、福万、重元、寺ノ前、中川、花丸、長生、中川団地、南中川団地、公社氷上団地	月曜日・木曜日	第2・4 水曜日	第2 金曜日	第2 水曜日
	長楽寺、川原、丸岡、青岸	月曜日・木曜日	第1・3 水曜日	第4 金曜日	第1 水曜日

	大字氷上のうち嶽、氷谷原、大字上高岡全域	火曜日・ 金曜日	第1・3 月曜日	第2 水曜日	第1 月曜日
	高原	火曜日・ 金曜日	第1・3 木曜日	第4 水曜日	第1 木曜日
田中地区	西地、砂古、高津、寺ノ浦、四十塚、赤坂、中原、 高原	月曜日・ 木曜日	第1・3 火曜日	第4 金曜日	第1 火曜日
	柳原、北天枝、南天枝、中北、中西、中東、中免、 柳原団地、柳原グリーンタウン	月曜日・ 木曜日	第2・4 火曜日	第4 金曜日	第2 火曜日
	穴田、上田中西、上田中東、北石塚、中石塚、南 石塚、東石塚、下宮尾東、下宮尾西、上宮尾、石 塚団地、プレイズタウン宮尾、大字朝倉全域	月曜日・ 木曜日	第1・3 水曜日	第4 金曜日	第1 水曜日
	大字小蓑のうち小蓑下所、足田打を除く区域	火曜日	第2月曜日	第4 金曜日	第2 月曜日
	小蓑下所	火曜日	第2月曜日	第4 水曜日	第2 月曜日
	足田打	木曜日	第2月曜日	第4 金曜日	第2 月曜日
井戸地区	全域	火曜日・ 金曜日	第1・3 月曜日	第2 水曜日	第1 月曜日
下高岡地区	白山、みどりヶ丘正一	火曜日・ 金曜日	第1・3 月曜日	第2 水曜日	第1 月曜日
	塚脇、江村、八戸、原北、四篠、新開1、新開、 正一、鳥打、駒足、白山南団地、江村住宅、原北 東団地、駒足美季の森、白山西団地	火曜日・ 金曜日	第1・3 木曜日	第4 水曜日	第1 木曜日
神山地区	大字鹿庭全域	火曜日・ 金曜日	第2・4 月曜日	第4 水曜日	第2 月曜日
	大字奥山全域	火曜日	第2月曜日	第4水曜日	第2月曜日

(3) 三木町で収集及び処理しないものについて

家庭から発生する廃棄物のうち、下記の表にある廃棄物については、三木町で収集及び処理を行わないのでそれぞれの処理専門店及び業者に住民自らが確認し処理するものとする。

また、パソコン、冷蔵庫等については、家電リサイクル対象品目のため、所定の手続きを経て処理する。

表 3-5 町で収集しないもの

種 類	主 な 品 目
危 険 物	ガソリン、灯油、オイル、塗料、シンナー、農薬、廃油、バッテリー、薬品類、医薬系廃棄物、ガスボンベ等
処理困難物	コンクリート片、ブロック、瓦、石、タイヤ、消火器、オートバイ、(50 cc以上) ボート、残土、砂利、ガレキ等
産業廃棄物	事務所、商店、工場など事業活動に伴って発生した廃棄物であり、燃え殻、汚泥、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物。 農機具、農業用ビニール、畔なみ、ハウス資材(鉄骨、ビニール)等
パソコン	デスクトップパソコン(本体)、ノートパソコン、一体型パソコン
家電4品目	冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン

(4)三木町クリーンセンターへ直接搬入する場合について

三木町クリーンセンターへごみを直接搬入する場合については一般廃棄物処理手数料を徴収して処理を行う。内容については表 3-6 に示す。

表 3-6 三木町クリーンセンター処理手数料 (平成 30 年 4 月変更)

収集区分	料 金
可燃ごみ	袋指定 注) 指定袋以外の袋等に入っている可燃ごみについては有料となる。
不燃ごみ	10 k g ごとにつき 140 円 注) 持込量が 10 k g 未満の場合は 10 k g となる。
資源ごみ	無料
粗大ごみ	10 k g ごとにつき 140 円 注) 持込量が 10 k g 未満の場合は 10 k g となる。
搬入時間	毎週月・火・木・金曜日：午前 8 時 45 分～午後 4 時 15 分 第 2・4 土曜日：午前 8 時 45 分～午前 11 時 00 分

※算出金額は、上記記載額に消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額とする。

(5)個別収集について

本町では、家庭で発生する一般廃棄物のうち、粗大ごみの個別収集を行っており、住民から依頼があった場合は、軽トラック、普通トラック又は 2 t 車で個別収集を行う。手数料を別途必要とし、料金については、表 3-3 に示すとおりである。

4 ごみの再資源化及び減量化

本町で行うごみの再資源化及び減量化の概要を下記に示す。

(1) 行政によるごみ再資源化について

(ア) 不燃ごみ及び粗大ごみ

各ごみステーション及び直接搬入で収集した不燃ごみ及び粗大ごみは香川東部溶融クリーンセンターへ搬入し、溶融処理を行っている。

(イ) 資源ごみ（三木町クリーンセンター中間処理）

各ごみステーション及び直接搬入で収集した資源ごみは、三木町クリーンセンターで選別される。ペットボトルは東部溶融クリーンセンター（リサイクルセンター）へ、缶類（スチール缶、アルミ缶）、ビン類（無色びん類、茶色びん類、その他着色びん類）、紙類（段ボール、新聞、雑誌、紙パック等）及び廃乾電池は業者等へ搬出し再資源化している。

(2) 集団回収について

資源ごみについては、再生資源回収団体（校区 PTA 又は校区子ども会）に対し補助金を交付し、集団資源回収を推進している。補助金の交付額は 1 回あたりの収集量 10 t 以上が 60,000 円、5 t 以上 10 t 未満が 45,000 円、5 t 未満が 30,000 円としている。（一校区年 2 回まで）

(3) 生ごみ処理容器、生ごみ処理機購入助成制度について

本町では、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入者に対して助成を行っている。生ごみ処理容器は、購入金額の 1/2 補助で限度額 3,000 円とし、生ごみ処理機は、購入金額の 1/2 補助で限度額 20,000 円としている。生ごみ処理容器、生ごみ処理機購入助成の各年度実績を表 3-7 に示す。

表 3-7 生ごみ処理容器、生ごみ処理機購入助成実績

(単位：基)

	生ごみ処理容器	生ごみ処理機
平成 17 年度	20	23
平成 18 年度	17	66
平成 19 年度	23	33
平成 20 年度	16	19
平成 21 年度	34	11
平成 22 年度	69	9
平成 23 年度	24	8
平成 24 年度	24	5
平成 25 年度	28	9
平成 26 年度	17	9

(4) 再生利用状況の実績について

再生利用状況の実績を表 3-8 に示す。町による回収量は減少傾向にある。溶融施設における再生資源量（メタル、スラグ、溶融飛灰）は横ばいに近い。集団回収を含めたりサイクル率については、平成 17 年度から平成 26 年度において 30%以上を維持しており、香川県廃棄物処理計画の平成 27 年度目標値 24%を上回っている状況である。

表 3-8 再生利用状況

年度(平成)		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
ごみの総排出量①		8,837	9,099	8,868	8,544	8,381	8,342	8,559	8,495	7,573	7,741	
資源化量	町による回収	紙・布	1,337	1,377	1,376	1,294	1,216	1,225	1,201	1,169	927	856
		鉄類	225	223	206	191	188	175	170	204	126	135
		ビン	215	218	221	205	199	198	188	186	178	184
		ペットボトル	38	39	42	42	42	44	41	41	43	35
		発砲・トレイ	34	39	43	27	30	19	11	11	0	0
		電池	7	7	7	7	6	8	6	6	6	8
		計	1,856	1,903	1,895	1,766	1,681	1,669	1,617	1,617	1,280	1,218
	溶融施設における資源化量	メタル	194	189	186	160	156	152	159	160	107	138
		スラグ	812	758	728	664	686	635	734	700	734	692
		溶融飛灰	0	0	0	235	239	248	255	257	197	238
		計	1,006	947	914	1,059	1,081	1,035	1,148	1,117	1,038	1,068
	合計②		2,862	2,850	2,809	2,825	2,762	2,704	2,765	2,734	2,318	2,286
	資源化率②/①		32%	31%	32%	33%	33%	32%	32%	32%	31%	30%
資源団回収	紙・布	62	45	45	29	30	99	28	26	29	26	
	鉄類	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
	ビン	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計③	68	46	46	29	30	99	28	26	29	26	
リサイクル率 (②+③)/①+③		33%	32%	32%	33%	33%	33%	33%	32%	31%	30%	

5 ごみ処理実績及びその性状

(1) ごみ排出量の実績について

本町における平成 17 年度から平成 26 年度までのごみ搬出量実績は表 3-9 に示すとおりである。

(2) 種別ごとの収集ごみについて

(ア) 可燃ごみ

家庭用ごみの平成 17 年度における年間排出量は、4,423 t で平成 26 年度においては 4,408 t であり、途中で増加した年度もあるが、緩やかに減少傾向にある。1 日 1 人平均排出量については、ほぼ横ばいを推移している。許可収集ごみの年間排出量は、平成 17 年度においては 1,653 t で、平成 25 年度まで徐々に減少していたが、平成 26 年度に 1,667 t と増加した。1 人 1 日平均排出量は、平成 17 年度においては 154 g で、平成 25 年度まで徐々に減少していたが、平成 26 年度に 159 g と増加した。

(イ) 不燃・粗大ごみ

平成 17 年度における年間排出量は、905 t で平成 26 年度における年間収集量は 449 t であり減少している。日平均収集量についても減少傾向にある。1 日 1 人当たりの収集量についても減少傾向にある。

(ウ) 資源ごみ

紙・布の平成 17 年度における年間排出量は、1,337 t で平成 26 年度においては 856 t であり、減少している。1 人 1 日平均排出量は、平成 17 年度においては、124 g で平成 26 年度においては 82 g であり、減少している。鉄類の平成 17 年度における年間排出量は、225 t で平成 26 年度においては 135 t であり、減少している。1 人 1 日平均排出量は、平成 17 年度においては、21 g で平成 26 年度においては 13 g であり、減少している。ビンの平成 17 年度における年間排出量は、215 t で平成 26 年度においては 184 t であり、やや減少している。1 人 1 日平均排出量は、平成 17 年度においては、20 g で平成 26 年度においては 18 g であり、やや減少している。発砲・トレイは平成 17 年度より平成 24 年度まで減少しつつ収集されてきたが、平成 25 年度より可燃ごみに分類されることとなった。ペットボトルと廃乾電池は年間排出量、1 人 1 日平均排出量ともにほぼ横ばいに推移している。

(エ) 集団回収ごみ

平成 17 年度における年間排出量は 68 t で、平成 26 年度における年間収集量は 26 t であり減少している。

表 3-9 三木町ごみ排出量実績

項目	ごみ種別	単位	年 度 (平 成)										
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
行政区域内人口 (各年度3月31日現在)		人	29,650	29,632	29,564	29,384	29,281	29,160	28,984	28,914	28,930	28,703	
計画収集人口			29,650	29,632	29,564	29,384	29,281	29,160	28,984	28,914	28,930	28,703	
自家処理人口			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年間ごみ排出量	可燃ごみ	t/年	6,076	6,227	6,051	5,893	5,847	5,794	5,968	5,791	5,723	6,075	
			家庭系	4,423	4,546	4,404	4,330	4,318	4,196	4,286	4,374	4,252	4,408
			許可	1,653	1,681	1,647	1,563	1,529	1,598	1,682	1,417	1,471	1,667
	不燃・粗大ごみ		905	969	922	885	852	879	974	1,087	528	449	
	資源ごみ		1,856	1,903	1,895	1,766	1,681	1,669	1,617	1,617	1,280	1,218	
	紙・布		1,337	1,377	1,376	1,294	1,216	1,225	1,201	1,169	927	856	
	鉄類		225	223	206	191	188	175	170	204	127	135	
	ビン		215	218	221	205	199	198	188	186	177	184	
	発砲・トレイ		34	39	43	27	30	19	11	11	—	—	
	ペットボトル		38	39	42	42	42	44	41	41	43	35	
	廃乾電池		7	7	7	7	6	8	6	6	6	8	
	資源(集団回収)		68	46	46	29	30	99	28	26	29	26	
	計		8,905	9,145	8,914	8,573	8,410	8,441	8,587	8,521	7,560	7,768	
日平均ごみ排出量	可燃ごみ	t/日	16.6	17	16.5	16	15.9	15.7	16.3	15.7	15.6	16.5	
			家庭系	12.1	12.4	12	11.8	11.8	11.4	11.7	11.9	11.6	12
			許可	4.5	4.6	4.5	4.2	4.1	4.3	4.6	3.8	4	4.5
	不燃・粗大ごみ		2.4	2.6	2.5	2.4	2.3	2.4	2.6	2.9	1.4	1.2	
	資源ごみ		5.1	5.2	5.2	4.8	4.6	4.6	4.4	4.4	3.5	3.3	
	紙・布		3.7	3.8	3.8	3.5	3.3	3.4	3.3	3.2	2.5	2.3	
	鉄類		0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.3	0.4	
	ビン		0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	発砲・トレイ		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	—	—	
	ペットボトル		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	廃乾電池		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.02	
	計		24	25	24	23	23	23	23	23	20	21	
	1人1日平均ごみ排出量	可燃ごみ	g/日・人	565	580	565	554	551	548	568	548	542	580
家庭系				411	423	411	407	407	397	408	414	403	421
許可				154	157	154	147	144	151	160	134	139	159
不燃・粗大ごみ			84	90	85	83	80	83	92	103	50	43	
資源ごみ			172.3	177.4	176.5	165.6	158.6	158.9	153.5	153.5	121.6	117.1	
紙・布			124	128	128	121	114	116	114	111	88	82	
鉄類			21	21	19	18	18	17	16	19	12	13	
ビン			20	20	21	19	19	19	18	18	17	18	
発砲・トレイ			3	4	4	3	3	2	1	1	—	—	
ペットボトル			3.6	3.7	3.9	4	4	4.2	3.9	3.9	4	3.4	
廃乾電池			0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	
計			821	847	827	803	790	790	814	805	714	740	

6 問題点の整理と課題の抽出

(1) 排出抑制について

平成 21 年度の 1 人 1 日平均ごみ排出量は 790 g であり、全国平均値 994 g、県平均値 914 g を下回っている。また、リサイクル率においては平成 21 年度が 33% であり、県実績の 20.9% を上回っている。循環型社会の実現に向け、引き続きごみの排出抑制への取組みを強化する。

(2) 収集運搬について

ごみの排出抑制・資源化対策に対応した効率的な収集運搬体制を構築する。また、各ごみステーションの適正な維持管理を徹底するよう指導する。

(3) 中間処理について

各ごみステーション収集や直接搬入により収集した資源ごみは三木町クリーンセンター及び東部溶融クリーンセンター等で適正に中間処理することで、ごみの再資源化及び減量化の強化を図る。

第4章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理方針

(1) 基本理念

本町は、みどり輝く讃岐山脈を源とする新川や吉田川などの河川が南北に流れ、田園空間が広がる讃岐平野の中にあり、豊かな自然環境と景観を誇る町である。

また、水稻をはじめ野菜、果物の農産物を生み出す農業のまちであり、香川大学医学部付属病院をはじめとして幼稚園から高等学校、文化交流プラザ及びサンサン館みきなど教育・文化・生涯学習施設が充実した、文化環境の町として多様な特性と資源を持っている。

本町のこのような環境を背景にまちづくりの原点である「人」が「地域」において住民主体の「活力」を見出し、産業や生活環境基盤から健康・福祉、教育文化に至るまで様々な分野における新しい三木町の「笑顔」を自らの手で生み出し、発信していくことが重要である。

このようなことから、本町がめざす将来像を「人と地域が輝き、活力と笑顔あふれるまち 三木」と定め、町民との協働体制の確立により地域が生き活きとよみがえり、活力と笑顔のあふれるまちづくりを基本理念とする。

(2) 現状と課題

本町においては、ごみ処理について適正かつ効率的に処理を行うため、住民に対してごみの分別指導の徹底を行うことや、分別形態の見直しや資源ごみ収集回数を増やすといった更なるごみの適正処理及び再資源化に努めている。

しかしながら、ごみ処理に係る費用は安価なものではなく、今後においてもごみ排出の減量化や適切な分別指導を徹底することにより、処理費に係る経費の削減を行う必要がある。

また、ごみの適切な分別により、更なる再資源化を図ることで循環型社会の形成を推進していく必要がある。

(3) 基本方針

各種の条例及び計画に基づき、適正かつ計画的な一般廃棄物処理を推進するとともに関係各法令に則り、一般廃棄物の処理体系の確立に努めていく。

ごみの処理における施策等について以下に示す。

(ア) 町民の理解と協力を得ながら、分別収集の指導を徹底することによりごみの再資源化及び減量化を図る。

(イ) 快適な生活を維持し発展させるため、ごみの排出量の抑制を図るとともに、循環型社会の形成を推進する。

(ウ) ごみの適正な分別及び処分を円滑に行い、計画的かつ効果的な収集処理体制を図る。

(エ) 廃棄物の処理については、関係機関との連携により、適正な処理と再資源化に努める。

2 人口及びごみの量の予測

本町における将来人口、収集ごみ分別形態別収集単位について、過去の実績をもとに「ごみ処理施設構造指針解説（厚生省水道環境部監修）」に示された方法等を用いて予測をおこなった。予測方法、予測手順、予測参考資料を以下に示す。

(1) 予測方法

人口及びごみ排出量原単位等の予測について、下記に示す3つの関数モデルを用いた。

【予測式】

(1) 一次傾向線

$$y = a + b \cdot t \quad (a, b : \text{定数})$$

(2) 二次傾向線

$$y = a + b \cdot t + c \cdot t^2 \quad (a, b, c : \text{定数})$$

(3) 一次指数曲線

$$y = a \cdot b^t \quad (a, b : \text{定数})$$

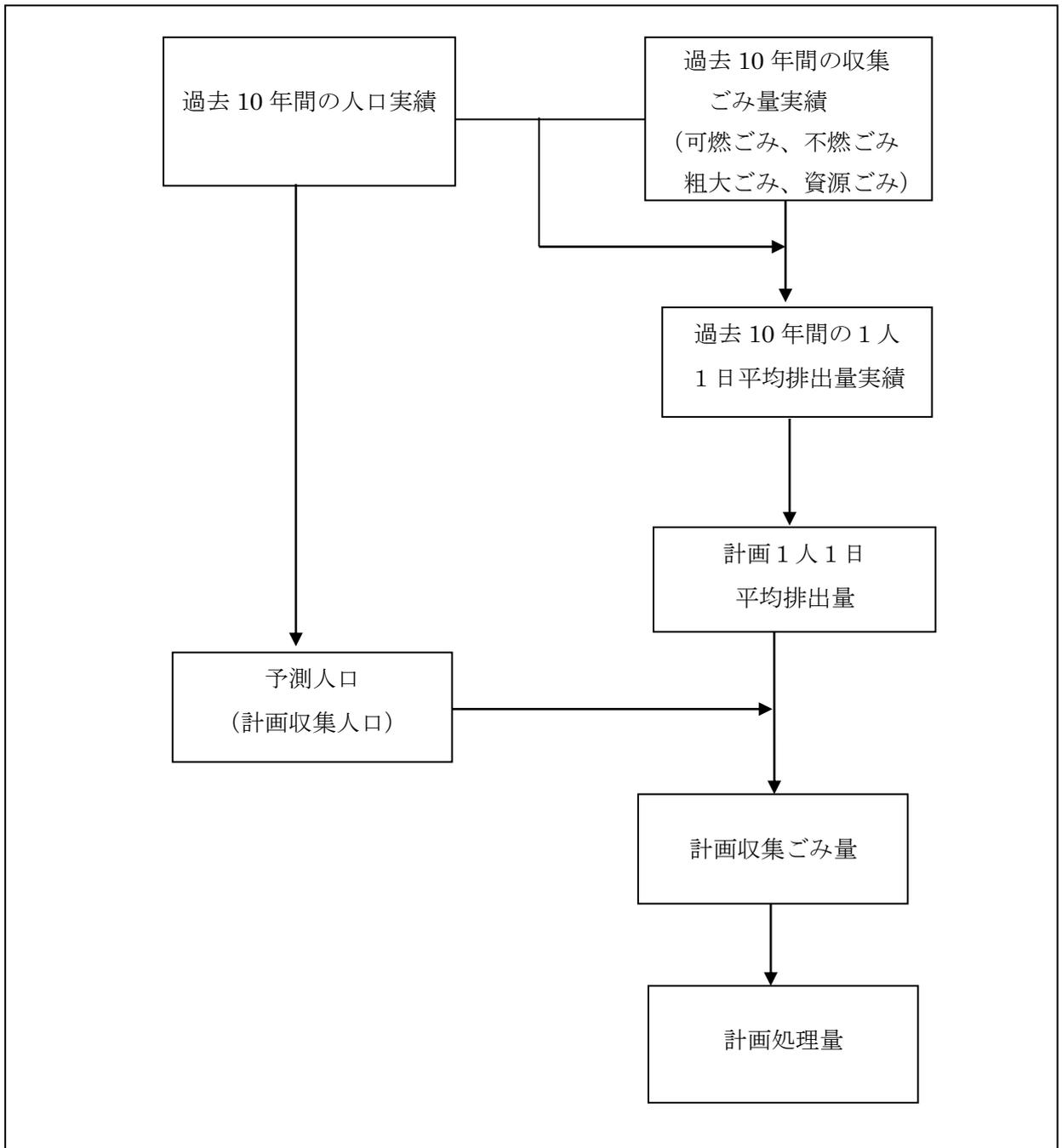
t : 基本年度からの経過年数

(2) 予測手順

人口の予測は、過去の実績(10年間)に基づき予測を行った。また、ごみ排出量原単位(収集量)は、過去のごみ排出量実績(10年間)に基づき予測を行った。

ごみ排出量原単位及び計画処理量の予測手順は、図4-1のとおりである。

図4-1 ごみ処理量の予測手順



(3) 予測参考資料

将来人口は、「三木町の将来推計人口(平成 20 年 10 月、三木町)」、「三木町都市計画マスタープラン(平成 25 年 3 月)」、「国立社会保障・人口問題研究所の市町村別将来推計人口」等を参考に設定した。

(ア) 三木町の将来推計人口(平成 20 年 10 月推計)

「三木町の将来推計人口」は、第 5 次三木町進行計画の策定基礎資料の一つである。推計では、第 5 次振興計画の目標年度である平成 32 年には 26,930 人、平成 37 年には 25,891 人になっている。今後、本町でも少子高齢化が進み、人口が減少する傾向が示されている。なお、人口推計には、コーホート要因法を用いている。

(イ) 三木町都市計画マスタープラン(平成 25 年 3 月)

三木町都市計画マスタープランとは、住民の意見を反映した都市計画に関する方針であり、今後のまちづくりの将来像を示し、計画的にまちづくりを進めていく指針となるものである。都市計画マスタープランでは、「三木町の将来推計人口(平成 20 年 10 月推計)」に基づき、平成 32 年の将来人口を 26,930 人、平成 37 年の将来人口を 25,891 人と想定している。

(ウ) 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所は、国、都道府県、市区町村の将来推計人口を公表している。将来人口の推計は、コーホート要因法により行っている。

コーホート要因法とは、基準年の人口をベースに、コーホート(ある年令層のかたまり)ごとに、既に生存している人口については、将来生命表を用いて年々加齢していく人口を求めると同時に、新たに生まれる人口については、将来の出生率を用いて将来の出生数を計算して、その生存数を求める方法であり、生存率(将来の平均寿命)、出生率、出生性比、社会移動率の仮定値を用いて、推計年の将来人口を求めるものである。

平成 25 年 3 月に、平成 52 年までの 5 年ごとの市区町村別将来人口推計値が公表されており、三木町の平成 37 年人口は、25,999 人である。

(4) 将来人口の予測結果

将来人口の予測結果は、表 4-1 から表 4-2 に示すとおりである。トレンド法による予測可能 3 式の相関係数はいずれも高い。前ページの将来推計人口 (ア) から (ウ) を参考にした結果、一次指数曲線が最も適していると判断した。

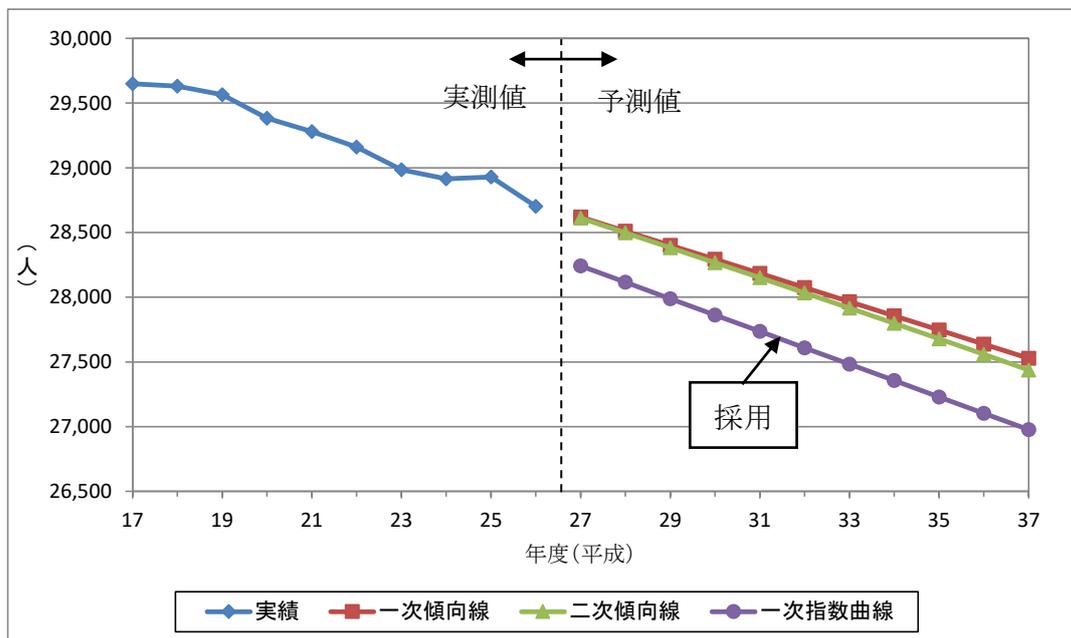
表 4-1 人口予測結果

(人)

	年 度	人 口
実 績 値	平成17	29,650
	平成18	29,632
	平成19	29,564
	平成20	29,384
	平成21	29,281
	平成22	29,160
	平成23	28,984
	平成24	28,914
	平成25	28,930
	平成26	28,703
予 測 値	平成27	28,243
	平成28	28,116
	平成29	27,989
	平成30	27,863
	平成31	27,736
	平成32	27,609
	平成33	27,483
	平成34	27,356
	平成35	27,229
	平成36	27,103
	平成37	26,976

*人口は各年度末3月31日における住民基本台帳と外国人登録原票を合わせた人数

表 4-2 各予測式による将来人口の予測



【実績値】

(人)

年度	人口
平成17	29,650
平成18	29,632
平成19	29,564
平成20	29,384
平成21	29,281
平成22	29,160
平成23	28,984
平成24	28,914
平成25	28,930
平成26	28,703

【予測値】

(人)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式 年度(t)	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
平成27	28,620	28,611	28,243
平成28	28,511	28,498	28,116
平成29	28,402	28,383	27,989
平成30	28,293	28,267	27,863
平成31	28,184	28,151	27,736
平成32	28,075	28,034	27,609
平成33	27,965	27,916	27,483
平成34	27,856	27,798	27,356
平成35	27,747	27,678	27,229
平成36	27,638	27,558	27,103
平成37	27,529	27,437	26,976
係数	a=31,567 b=-109.14 r=0.9874	a=31,388 b=-92.2 C=-0.3939 r=0.9875	a=31,662 b=e ^{-0.004} r=0.9873
採用			○

(5) 将来におけるごみ排出原単位の予測結果

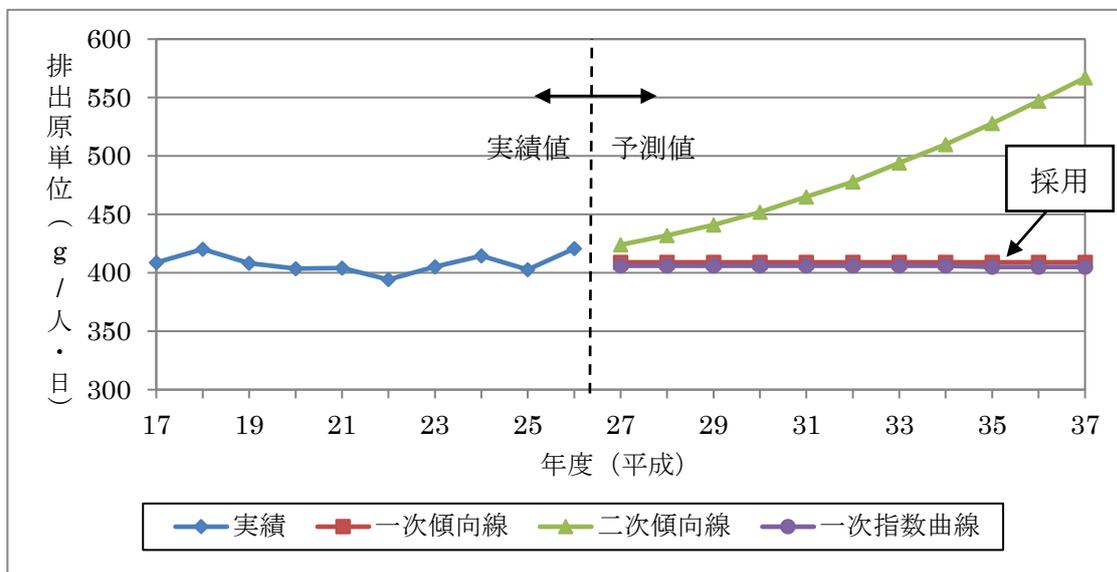
① 可燃ごみ

可燃ごみの排出原単位の予測結果については表 4-3 から表 4-5 に示すとおりである。家庭系については、トレンド法による予測可能 3 式の相関係数のうち二次傾向線が最も相関係数が高いが、今後人口との関連性から可燃ごみの量が増えることは考えられないため、一次指数曲線を採用した。許可収集については、現実的である二線のうち相関係数の高い一次傾向線を採用した。

表 4-3 可燃ごみ排出原単位予測結果

		(g/人・日)	
	年度	可燃ごみ (家庭系)	可燃ごみ (許可)
実 測 値	平成17	409	153
	平成18	420	155
	平成19	408	153
	平成20	404	146
	平成21	404	143
	平成22	394	150
	平成23	405	159
	平成24	414	134
	平成25	403	139
	平成26	421	159
予 測 値	平成27	409	146
	平成28	409	145
	平成29	409	145
	平成30	409	144
	平成31	409	144
	平成32	409	143
	平成33	409	142
	平成34	409	142
	平成35	409	141
	平成36	409	140
	平成37	409	140

表 4-4 可燃ごみ(家庭系)排出原単位の予測



【実績値】

(g/人・日)

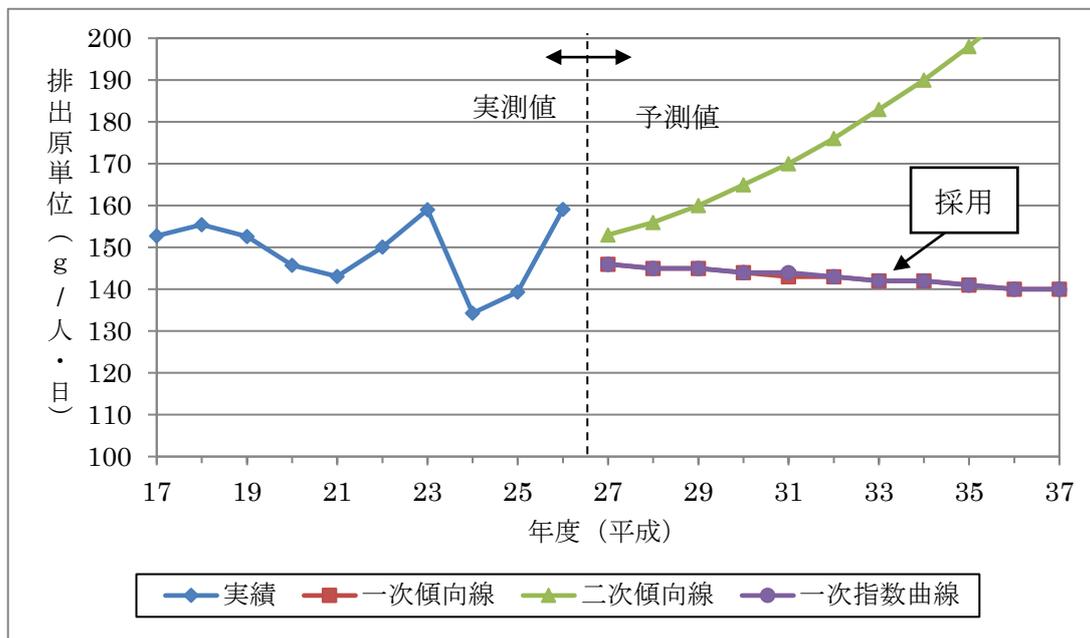
年度	可燃家庭系
平成17	409
平成18	420
平成19	408
平成20	404
平成21	404
平成22	394
平成23	405
平成24	414
平成25	403
平成26	421

【予測値】

(g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	
予測式 年度(t)	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$	
	平成27	409	424	406
	平成28	409	432	406
	平成29	409	441	406
	平成30	409	452	406
	平成31	409	465	406
	平成32	409	478	406
	平成33	409	494	406
	平成34	409	510	406
	平成35	409	528	405
	平成36	409	547	405
	平成37	409	567	405
係数	a=406.84 b=0.0634 r=0.0707	a=716.66 b=-29.281 C=0.6824 r=0.6326	a=406.91 b=e ^{-0.0001} r=0.02	
採用	○			

表 4-5 可燃ごみ(許可)排出原単位の予測



【実績値】 (g/人・日)

年度	可燃許可
平成17	153
平成18	155
平成19	153
平成20	146
平成21	143
平成22	150
平成23	159
平成24	134
平成25	139
平成26	159

【予測値】

(g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式 年度(t)	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
平成27	146	153	146
平成28	145	156	145
平成29	145	160	145
平成30	144	165	144
平成31	143	170	144
平成32	143	176	143
平成33	142	183	142
平成34	142	190	142
平成35	141	198	141
平成36	140	207	140
平成37	140	216	140
係数	a=162.28 b=-0.6108 r=0.2214	a=311.32 b=-14.727 C=0.3283 r=0.3738	a=163.84 b=e ^{-0.004} r=0.2364
採用			○

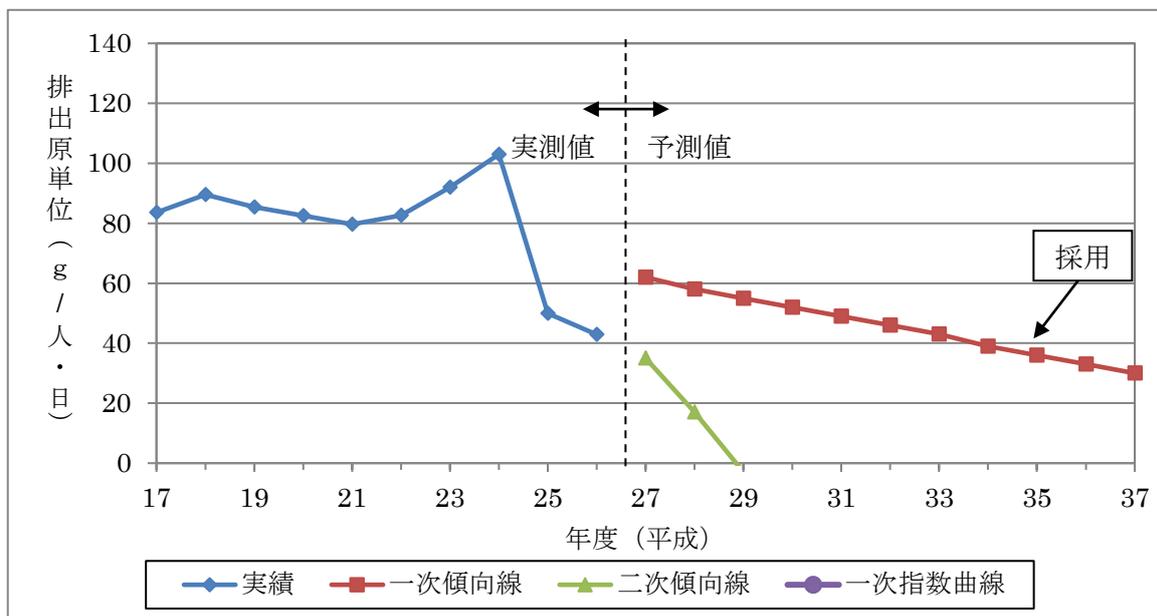
② 不燃・粗大ごみ

不燃・粗大ごみの排出原単位の予測結果については表 4-6 から表 4-7 に示すとおりである。トレンド法による予測可能 3 式の相関係数のうち二次傾向線が最も相関係数は高いが、現実的でない。一次傾向線がもっとも現実的であり、採用した。

表 4-6 不燃・粗大ごみ排出原単位予測結果

		(g/人・日)	
	年度	不燃・粗大ごみ	
実測値	平成17	84	
	平成18	90	
	平成19	85	
	平成20	82	
	平成21	80	
	平成22	83	
	平成23	92	
	平成24	103	
	平成25	50	
	平成26	43	
予測値	平成27	62	
	平成28	58	
	平成29	55	
	平成30	52	
	平成31	49	
	平成32	46	
	平成33	43	
	平成34	39	
	平成35	36	
	平成36	33	
	平成37	30	

表 4-7 不燃・粗大ごみ排出原単位の予測



【実績値】 (g/人・日)

年度	不燃・粗大
平成17	84
平成18	90
平成19	85
平成20	82
平成21	80
平成22	83
平成23	92
平成24	103
平成25	50
平成26	43

【予測値】 (g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式 年度(t)	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
平成27	62	35	-104
平成28	58	17	-117
平成29	55	-3	-129
平成30	52	-26	-142
平成31	49	-51	-155
平成32	46	-79	-168
平成33	43	-109	-181
平成34	39	-142	-193
平成35	36	-177	-206
平成36	33	-214	-219
平成37	30	-254	-232
係数	a=147.38 b=-3.1745 r=0.5186	a=-408.41 b=49.466 C=-1.2242 r=0.7245	a=241.03 b=e ^{-0.053} r=0.5795
採用	○		

③ 資源ごみ

資源ごみの排出原単位の予測結果については表 4-8 から表 4-13 に示すとおりである。種類別にトレンド法により予測を行った。

紙・布においては採用した一次傾向線を近年のリサイクル意識が継続されることを予測し、平成 30 年度から平成 37 年度までを一律の値に変更した。

鉄類においても同様に、採用した一次傾向線を平成 30 年度から平成 37 年度までを一律の値に変更した。

ビンにおいては、相関係数はいずれも高いが二次傾向線が最も現実的であり採用した。

ペットボトルにおいては、実績において増減が少ないことを考慮し、2 線のうち相関係数の高い一次傾向線を採用した。

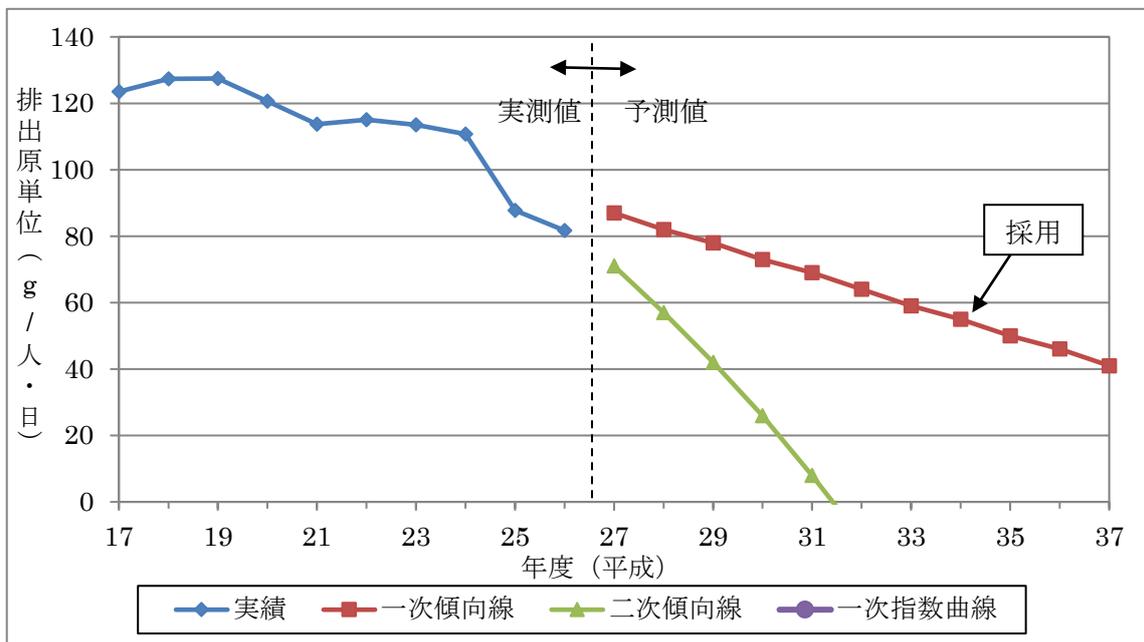
廃乾電池においては、二次傾向線が最も相関係数が高いが、現実的でないため、次に係数が高い一次指数曲線を採用した。

表 4-8 資源ごみ排出原単位予測結果

		(g/人・日)				
	年度	紙・布	鉄類	ビン	ペットボトル	廃乾電池
実 測 値	平成17	124	21	20	3.5	0.7
	平成18	127	21	20	3.6	0.7
	平成19	127	19	20	3.9	0.6
	平成20	121	18	19	3.9	0.6
	平成21	114	18	19	3.9	0.6
	平成22	115	16	19	4.2	0.7
	平成23	114	16	18	3.8	0.6
	平成24	111	19	18	3.9	0.6
	平成25	88	12	17	4.0	0.6
	平成26	82	13	18	3.4	0.7
予 測 値	平成27	87	13	17	4.0	0.6
	平成28	82	12	16	4.0	0.6
	平成29	78	11	16	4.0	0.6
	平成30	73	10	16	4.0	0.6
	平成31	73	10	15	4.0	0.6
	平成32	73	10	15	4.0	0.6
	平成33	73	10	15	4.0	0.6
	平成34	73	10	14	4.0	0.5
	平成35	73	10	14	4.0	0.5
	平成36	73	10	14	4.0	0.5
	平成37	73	10	14	4.0	0.5

* H30以降一律 * H30以降一律

表 4-9 資源ごみ(紙・布)排出原単位の予測



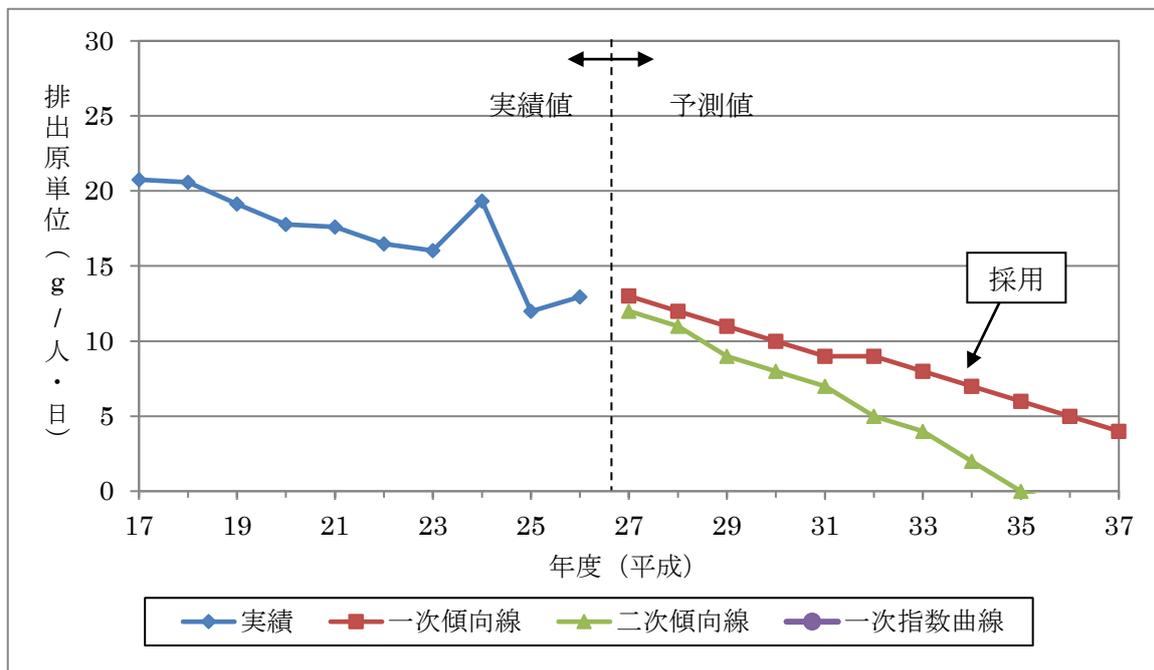
【実績値】 (g/人・日)

年度	紙・布
平成17	124
平成18	127
平成19	127
平成20	121
平成21	114
平成22	115
平成23	114
平成24	111
平成25	88
平成26	82

【予測値】

		(g/人・日)		
予測方法		一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
年度(t)	予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
	平成27	87	71	-53
	平成28	82	57	-66
	平成29	78	42	-78
	平成30	73	26	-91
	平成31	69	8	-103
	平成32	64	-11	-116
	平成33	59	-32	-128
	平成34	55	-54	-141
	平成35	50	-78	-153
平成36	46	-103	-166	
平成37	41	-130	-178	
係数	a=210.77 b=-4.5866 r=0.8877	a=-123.64 b=27.087 C=-0.7366 r=0.9582	a=283.68 b=e ^{-0.044} r=0.8693	
採用	○			

表 4-10 資源ごみ(鉄類)排出原単位の予測



【実績値】 (g/人・日)

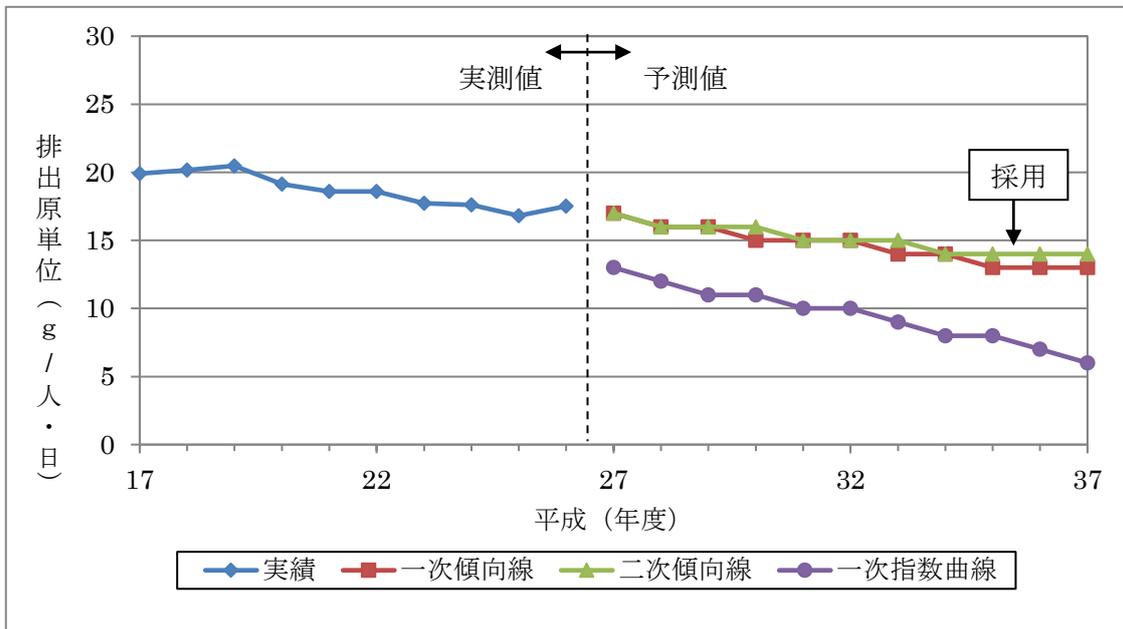
年度	鉄類
平成17	21
平成18	21
平成19	19
平成20	18
平成21	18
平成22	16
平成23	16
平成24	19
平成25	12
平成26	13

【予測値】

(g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
年度(t)			
平成27	13	12	-19
平成28	12	11	-22
平成29	11	9	-24
平成30	10	8	-27
平成31	9	7	-29
平成32	9	5	-32
平成33	8	4	-35
平成34	7	2	-37
平成35	6	0	-40
平成36	5	-1	-42
平成37	4	-3	-45
係数	a=34.986 b=-0.8244 r=0.8367	a=19.625 b=0.6305 C=-0.0338 r=0.8411	a=50.62 b=e ^{-0.051} r=0.8257
採用	○		

表 4-11 資源ごみ(ビン)排出原単位の予測



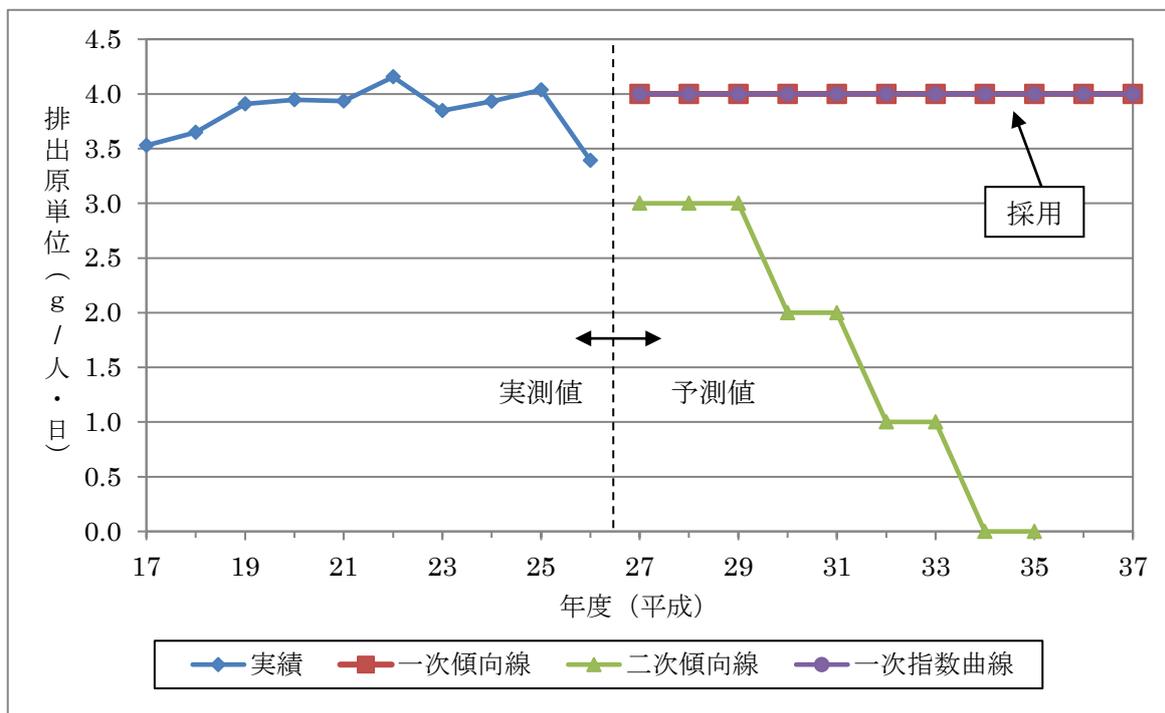
【実績値】 (g/人・日)

年度	ビン
平成17	20
平成18	20
平成19	20
平成20	19
平成21	19
平成22	19
平成23	18
平成24	18
平成25	17
平成26	18

【予測値】 (g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式 年度(t)	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
平成27	17	17	13
平成28	16	16	12
平成29	16	16	11
平成30	15	16	11
平成31	15	15	10
平成32	15	15	10
平成33	14	15	9
平成34	14	14	8
平成35	13	14	8
平成36	13	14	7
平成37	13	14	6
係数	a=26.911 b=-0.3843 r=0.9328	a=28.965 b=-0.5788 C=0.0045 r=0.9332	a=28.989 b=e ^{-0.021} r=0.9341
採用		○	

表 4-12 資源ごみ(ペットボトル)排出原単位の予測



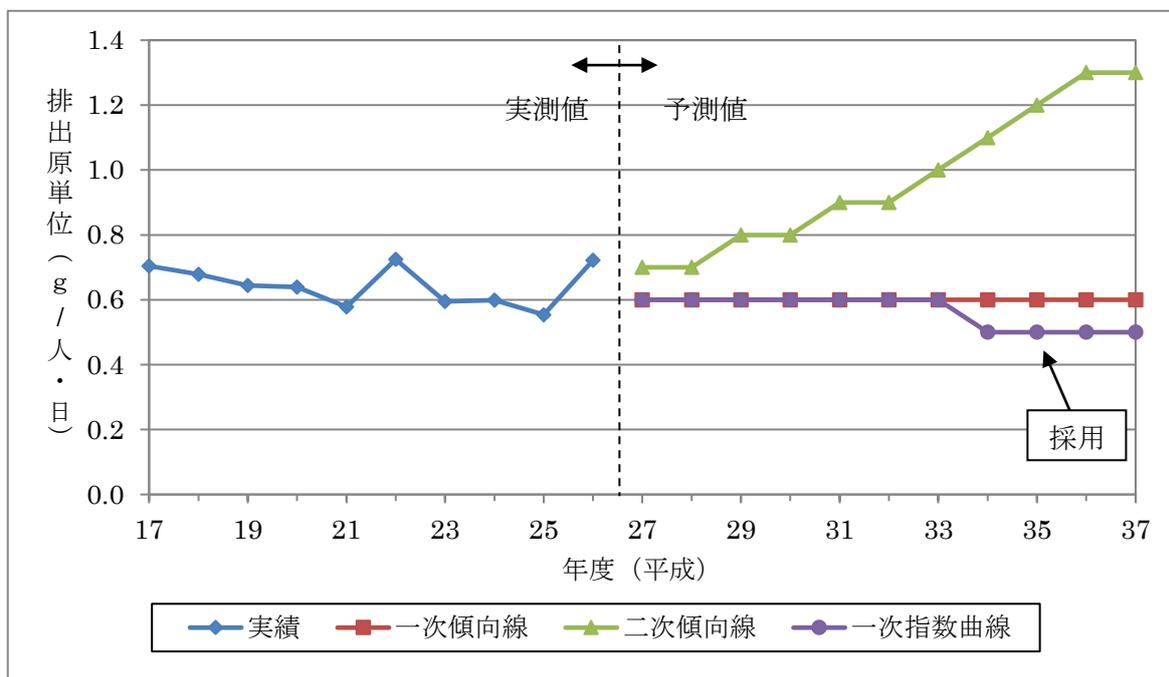
【実績値】 (g/人・日)

年度	ペットボトル
平成17	3.5
平成18	3.6
平成19	3.9
平成20	3.9
平成21	3.9
平成22	4.2
平成23	3.8
平成24	3.9
平成25	4.0
平成26	3.4

【予測値】

予測方法 予測式 年度(t)	(g/人・日)		
	一次傾向線 $y = a + b t$	二次傾向線 $y = a + b t + c t^2$	一次指数曲線 $y = a \cdot b^t$
平成27	4.0	3.0	4.0
平成28	4.0	3.0	4.0
平成29	4.0	3.0	4.0
平成30	4.0	2.0	4.0
平成31	4.0	2.0	4.0
平成32	4.0	1.0	4.0
平成33	4.0	1.0	4.0
平成34	4.0	0.0	4.0
平成35	4.0	0.0	4.0
平成36	4.0	-1.0	4.0
平成37	4.0	-2.0	4.0
係数	a=3.6358 b=0.0092 r=0.1175	a=-7.8714 b=1.0991 C=-0.0253 r=0.8276	a=3.6524 b=e ^{0.0022} r=0.1039
採用	○		

表 4-13 資源ごみ(廃乾電池) 排出原単位の予測



【実績値】 (g/人・日)

年度	廃乾電池
平成17	0.7
平成18	0.7
平成19	0.6
平成20	0.6
平成21	0.6
平成22	0.7
平成23	0.6
平成24	0.6
平成25	0.6
平成26	0.7

【予測値】

(g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
年度(t)			
平成27	0.6	0.7	0.6
平成28	0.6	0.7	0.6
平成29	0.6	0.8	0.6
平成30	0.6	0.8	0.6
平成31	0.6	0.9	0.6
平成32	0.6	0.9	0.6
平成33	0.6	1.0	0.6
平成34	0.6	1.1	0.5
平成35	0.6	1.2	0.5
平成36	0.6	1.3	0.5
平成37	0.6	1.3	0.5
係数	a=0.7645 b=-0.0056 r=0.2759	a=2.2544 b=-0.1467 C=0.0033 r=0.4921	a=0.7848 b=e ^{-0.009} r=0.2961
採用			○

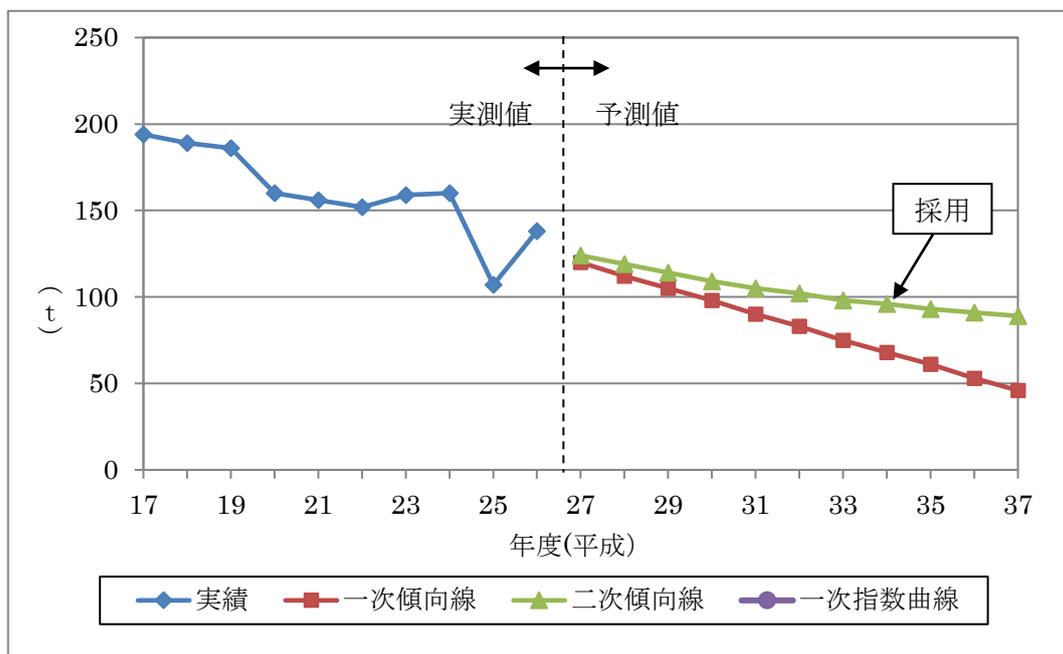
(6) 再生資源化量の予測結果

香川東部溶融クリーンセンターの溶融施設で再生資源化されるメタル、スラグ、溶融飛灰の予測量を表 4-14 から表 4-17 に示す。

表 4-14 溶融施設における再生資源化量予測結果

		(t)		
	年度	メタル	スラグ	溶融飛灰
実 測 値	平成17	194	812	—
	平成18	189	758	—
	平成19	186	728	—
	平成20	160	664	235
	平成21	156	686	239
	平成22	152	635	248
	平成23	159	734	255
	平成24	160	700	257
	平成25	107	734	197
	平成26	138	692	238
予 測 値	平成27	124	673	216
	平成28	119	666	213
	平成29	114	658	209
	平成30	109	651	206
	平成31	105	644	202
	平成32	102	636	199
	平成33	98	629	196
	平成34	96	621	192
	平成35	93	614	189
	平成36	91	606	186
	平成37	89	599	182

表 4-15 溶融施設における資源化量（メタル）の予測



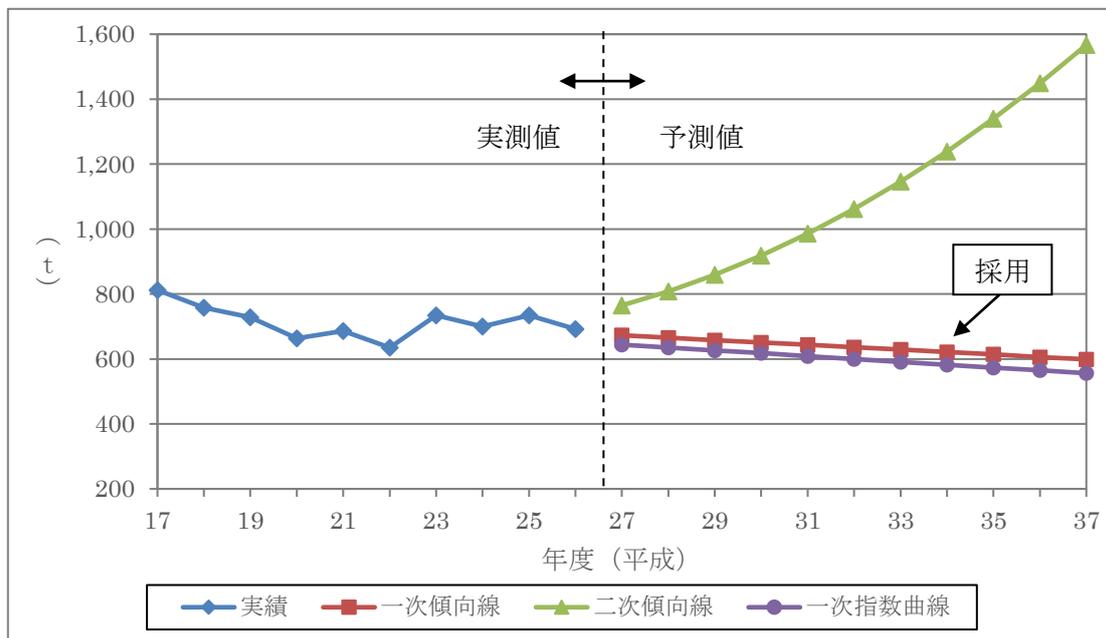
【実績値】 (t)

年度	メタル
平成17	194
平成18	189
平成19	186
平成20	160
平成21	156
平成22	152
平成23	159
平成24	160
平成25	107
平成26	138

【予測値】 (t)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
年度(t)			
平成27	120.0	124.0	-130.0
平成28	112.0	119.0	-151.0
平成29	105.0	114.0	-172.0
平成30	98.0	109.0	-193.0
平成31	90.0	105.0	-214.0
平成32	83.0	102.0	-235.0
平成33	75.0	98.0	-257.0
平成34	68.0	96.0	-278.0
平成35	61.0	93.0	-299.0
平成36	53.0	91.0	-320.0
平成37	46.0	89.0	-341.0
係数	a=318.42 b=-7.3636 r=8601	a=402.68 b=-15.345 C=0.1856 r=0.8619	a=439.28 b=e ^{-0.048} r=0.8264
採用		○	

表 4-16 溶融施設における資源化量（スラグ）の予測



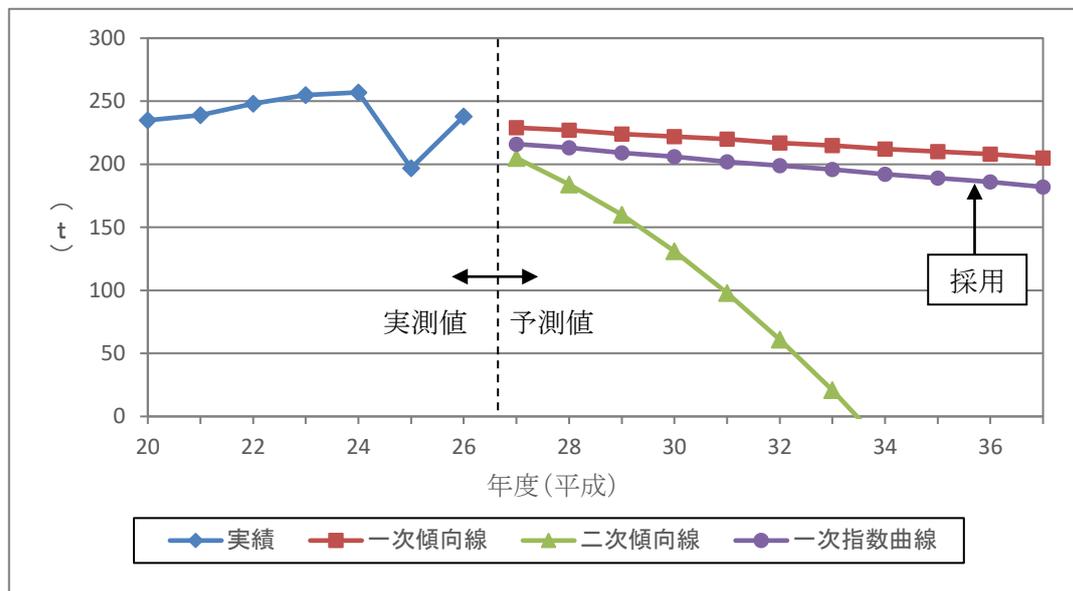
【実績値】 (t)

年度	スラグ
平成17	812
平成18	758
平成19	728
平成20	664
平成21	686
平成22	635
平成23	734
平成24	700
平成25	734
平成26	692

【予測値】 (t)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
年度(t)			
平成27	673	765	644
平成28	666	808	635
平成29	658	859	626
平成30	651	918	618
平成31	644	986	609
平成32	636	1,062	600
平成33	629	1,146	591
平成34	621	1,239	582
平成35	614	1,340	573
平成36	606	1,449	565
平成37	599	1,567	556
係数	a=874.44 b=-7.4485 r=0.4487	a=2769.5 b=-186.94 C=4.1742 r=0.7784	a=882.2 b=e ^{-0.01} r=0.4298
採用	○		

表 4-17 溶融施設における資源化量（溶融飛灰）の予測



【実績値】 (t)

年度	溶融飛灰
平成20	235
平成21	239
平成22	248
平成23	255
平成24	257
平成25	197
平成26	238

【予測値】 (t)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式 年度(t)	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
平成27	229	205	216
平成28	227	184	213
平成29	224	160	209
平成30	222	131	206
平成31	220	98	202
平成32	217	61	199
平成33	215	21	196
平成34	212	-24	192
平成35	210	-73	189
平成36	208	-126	186
平成37	205	-183	182
係数	a=292.64 b=-2.3571 r=0.2526	a=-769.86 b=90.738 C=-2.0238 r=0.4525	a=307.27 b=e ^{-0.011} r=0.2691
採用			○

(7) 予測結果のまとめ

①予測結果よりごみ排出量の推移を表4-18に示す。

表4-18 三木町ごみ排出量の推移

項目	ごみ種別	単位	年度(実績値)															年度(予測値)														
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37									
行政区域内人口 (令和3年10月1日現在)	行政区域内人口	人	29,850	29,632	29,564	29,384	29,281	29,160	28,984	28,914	28,830	28,703	28,243	28,116	27,989	27,863	27,736	27,609	27,483	27,356	27,229	27,103	26,976									
	計画収集人口	人	29,850	29,632	29,564	29,384	29,281	29,160	28,984	28,914	28,830	28,703	28,243	28,116	27,989	27,863	27,736	27,609	27,483	27,356	27,229	27,103	26,976									
年間ごみ排出量	自家処理人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	可燃ごみ	t/年	6,076	6,227	6,051	5,893	5,847	5,794	5,968	5,791	5,723	6,075	5,721	5,685	5,660	5,624	5,598	5,563	5,527	5,502	5,466	5,431	5,406									
	家庭系	t/年	4,423	4,546	4,404	4,330	4,318	4,196	4,286	4,374	4,252	4,408	4,216	4,197	4,178	4,160	4,141	4,123	4,103	4,084	4,065	4,046	4,027									
	許可	t/年	1,653	1,681	1,647	1,563	1,529	1,598	1,622	1,417	1,471	1,667	1,505	1,488	1,481	1,481	1,464	1,441	1,424	1,418	1,401	1,385	1,378									
	不燃・粗大ごみ	t/年	905	969	922	885	882	879	974	1,087	528	449	639	595	582	529	496	464	431	389	358	326	295									
	資源ごみ	t/年	1,856	1,903	1,895	1,766	1,681	1,669	1,617	1,617	1,280	1,218	1,254	1,176	1,120	1,054	1,039	1,034	1,029	1,013	1,009	1,004	999									
	紙・布	t/年	1,337	1,377	1,376	1,294	1,216	1,225	1,201	1,169	927	856	897	842	797	742	739	736	732	729	726	722	719									
	鉄類	t/年	225	223	206	191	188	175	170	204	127	135	134	123	112	102	101	101	100	100	99	99	98									
	ビン	t/年	215	218	221	205	199	198	188	186	177	184	175	164	163	152	151	150	140	139	138	138	138									
	資源・トトレイ	t/年	34	39	43	27	30	19	11	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
	ペットボトル	t/年	38	39	42	42	44	44	41	41	43	35	41	41	41	41	41	40	40	40	40	40	39									
	原乾電池	t/年	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5									
	資源(集団回収)	t/年	68	46	46	29	30	99	28	26	29	26	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27									
	計	t/年	8,905	9,145	8,914	8,573	8,410	8,441	8,887	8,521	7,560	7,788	7,641	7,484	7,988	7,233	7,160	7,087	7,015	6,932	6,860	6,789	6,727									
	日平均ごみ排出量	可燃ごみ	t/日	16.6	17	16.5	16	15.9	15.7	16.3	15.7	15.6	16.5	15.4	15.4	15.3	15.2	15.1	15.1	14.9	14.9	14.7	14.7									
家庭系		t/日	12.1	12.4	12	11.8	11.8	11.4	11.7	11.9	11.6	12	11.5	11.4	11.4	11.3	11.3	11.2	11.2	11.1	11.1	11.1	11.1									
許可		t/日	4.5	4.6	4.5	4.2	4.1	4.3	4.6	3.8	4	4.5	4.1	4	4	4	4	3.9	3.9	3.8	3.8	3.7	3.7									
不燃・粗大ごみ		t/日	2.4	2.6	2.5	2.4	2.3	2.4	2.6	2.9	1.4	1.2	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1	0.9	0.8	0.8									
資源ごみ		t/日	5.1	5.2	5.2	4.8	4.6	4.6	4.4	4.4	3.5	3.3	3.2	3.1	2.9	2.7	2.7	2.7	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5									
紙・布		t/日	3.7	3.8	3.8	3.5	3.3	3.4	3.3	3.2	2.5	2.3	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9									
鉄類		t/日	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2									
ビン		t/日	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3									
資源・トトレイ		t/日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
ペットボトル		t/日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1									
原乾電池		t/日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01									
計		t/日	24	25	24	23	23	23	23	23	20	21	21	20	20	19	19	19	19	18	18	18	18									
1人1日平均ごみ排出量		可燃ごみ	g/日・人	565	580	565	554	548	548	568	548	542	580	555	554	554	553	552	551	551	550	549	549									
		家庭系	g/日・人	411	423	411	407	407	397	408	414	403	421	409	409	409	409	409	409	409	409	409	409									
		許可	g/日・人	154	157	154	147	144	151	160	134	139	159	146	145	145	144	144	143	142	142	141	140									
	不燃・粗大ごみ	g/日・人	84	90	85	83	80	83	92	103	50	43	62	58	55	52	49	46	43	39	36	33	30									
	資源ごみ	g/日・人	172.3	177.4	176.5	165.6	158.6	158.9	153.5	153.5	121.6	117.1	121.6	114.6	109.6	103.6	102.6	102.6	102.6	101.5	101.5	101.5	101.5									
	紙・布	g/日・人	124	128	128	121	114	116	114	111	88	82	87	82	78	73	73	73	73	73	73	73	73									
	鉄類	g/日・人	21	21	19	18	17	16	19	12	13	13	12	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10									
	ビン	g/日・人	20	20	21	19	19	19	18	18	17	18	17	16	16	16	16	15	15	15	14	14	14									
	資源・トトレイ	g/日・人	3	4	4	3	3	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
	ペットボトル	g/日・人	3.6	3.7	3.9	3.9	4	4	4.2	3.9	3.9	4	3.4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4									
	原乾電池	g/日・人	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5									
	計	g/日・人	821	847	827	803	790	790	814	805	714	740	739	727	719	709	705	701	697	692	688	684	681									

*資源(集団回収)の年間排出量は直近4年間(平成23年度から平成26年度)の平均値を毎年度の予測値とした。

②予測結果より再生利用状況の推移を表4-19に示す。

表4-19 再生利用状況の推移

年度(平成)	実績値										予測値										
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
ごみの総排出量①	8,905	9,145	8,914	8,573	8,410	8,441	8,587	8,521	7,560	7,768	7,641	7,484	7,368	7,233	7,160	7,087	7,015	6,932	6,860	6,789	6,727
紙・布	1,337	1,377	1,376	1,294	1,216	1,225	1,201	1,169	927	856	897	842	797	742	739	736	732	729	726	722	719
鉄類	225	223	206	191	188	175	170	204	126	135	134	123	112	102	101	101	100	99	99	99	98
ビン	215	218	221	205	199	198	188	178	184	184	175	164	163	163	152	151	150	140	139	138	138
発砲・トレイ	34	39	43	27	30	19	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ペントボトル	38	39	42	42	42	44	41	41	43	35	41	41	41	41	40	40	40	40	40	40	39
電池	7	7	7	7	6	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5
計	1,856	1,903	1,895	1,766	1,681	1,669	1,617	1,617	1,280	1,218	1,253	1,176	1,119	1,054	1,038	1,034	1,028	1,014	1,009	1,004	999
資源化量	194	189	186	160	156	152	159	160	107	138	124	119	114	109	105	102	98	96	93	91	89
溶解施設における	812	758	728	664	686	635	734	700	734	692	673	686	658	651	644	636	629	621	614	606	599
溶融飛灰	0	0	0	235	239	248	255	257	197	238	216	213	209	206	202	199	196	192	189	186	182
計	1,006	947	914	1,059	1,081	1,035	1,148	1,117	1,038	1,068	1,013	998	981	966	951	937	923	909	896	883	870
合計②	2,862	2,850	2,809	2,825	2,762	2,704	2,765	2,734	2,318	2,286	2,266	2,174	2,100	2,020	1,989	1,971	1,951	1,923	1,905	1,887	1,869
資源化率②/①	32%	31%	32%	33%	33%	32%	32%	32%	31%	29%	30%	29%	29%	28%	28%	28%	28%	28%	28%	28%	28%
資源団回収量	62	45	45	29	30	99	28	26	29	26	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
ビン	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計③	68	46	46	29	30	99	28	26	29	26	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
リサイクル率 (②+③)/①+③	33%	32%	32%	33%	33%	33%	32%	32%	31%	30%	30%	29%	29%	28%	28%	28%	28%	28%	28%	28%	28%

*資源(集団回収)の年間排出量は直近4年間(平成23年度から平成26年度)の平均値を毎年度の予測値とした。

3 ごみの減量化及び資源化に関する目標値の設定

国の第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）による一般廃棄物の減量化目標量は次のとおりである。

項目	平成 12 年度 (実績年度)	平成 32 年度 (目標年度)	削減率
1 人 1 日当たり家庭系ごみ 排出量	660 g	500 g	25%
事業系ごみ総排出量	1,799 t	1,170 t	35%
1 人 1 日当たりごみ排出量	1,185 g	890 g	25%

香川県廃棄物処理計画（平成 27 年 12 月）による一般廃棄物の減量化目標量は次のとおりである。

項目	平成 25 年度 (実績年度)	平成 32 年度 (目標年度)	削減率
ごみ総排出量	330,000 t	290,000 t	12%
リサイクル率	20.1%	24%	—
最終処分量	36,000 t	30,000 t	17%
1 人 1 日当たりごみ排出量	895 g	815 g	9%

香川県東部清掃施設組合の減量化目標は、次のとおりである。

目標年度	平成 37 年度
ごみ総排出量	平成 21 年度実績に対して 16%削減 (30,931 t/年)
再生利用 (リサイクル)	全量資源化 (組合で処理後発生するものについて)
最終処分 (埋立)	最終処分量ゼロ (組合で処理後発生するものに対して)

上記を参考に三木町におけるごみの減量化の目標については、予測値と同等の値を目指すものとする。ごみ総排出量、リサイクル率、一人一日あたりごみ排出量、を以下に示す。

項目	平成 21 年度 (実績)	平成 37 年度 (目標)	削減率
ごみ総排出量	8,410 t	6,727 t	20%
リサイクル率	33%	28%	—
一人一日あたりごみ排出量	790 g	681 g	14%

4 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ごみの排出抑制のために三木町、三木町民、事業者それぞれに次の役割を定める。

(1) 三木町の役割

- ア. ごみ処理有料化の実施

- イ. 環境教育、普及教育の充実

- ウ. 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

- エ. 容器包装廃棄物の排出抑制

- オ. リターナブルびん等のリターナブル容器の利用促進

- カ. 環境物品等の使用促進

(2) 三木町民の役割

- ア. 住民団体による集団回収の促進等

- イ. 容器包装廃棄物の排出抑制

- ウ. リターナブルびんを始めとする環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

(3) 事業者の役割

- ア. 発生源における排出抑制

- イ. 過剰包装の抑制

- ウ. 流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制

- エ. 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

- オ. 食品廃棄物の排出抑制

5 分別収集ごみの種類及び分別の区分

本町の分別収集ごみの区分、種類及び排出方法については、表 4-20 に示すとおりである。分別区分及び排出方法は、今後、ごみの排出量等に応じた適正な分別区分、排出方法の検討を行うものとする。

表 4-20 分別収集ごみの区分、種類及び排出方法

項目	分別区分、種類		排出方法
ごみ	可燃ごみ	—	指定ごみ袋
	不燃ごみ	小型家電、陶磁器・ガラス類、その他	危険物は飛び出さないよう箱に入れたまま袋に「危険」と書く
	粗大ごみ	長さが40cm以上1m以下で20kg以下の家具等	布団類は1枚ずつ十字に束ねる
	大型粗大ごみ	長さが1mを超えるまたは20kgを超える家具等	個別収集または自己搬入
資源ごみ	ペットボトル	飲料用、酒、醤油、みりん等	専用網袋(黄緑色)
	缶類	アルミ類	専用網袋(緑色)
		スチール類	専用網袋(青色)
	びん類	白・茶・その他	回収コンテナ(色別)
	廃乾電池	—	専用バケツ(赤色)
	紙類・衣類等	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、タオル類、衣類	種類ごとにひもで十字に束ねるか透明の袋に入れる
	小型家電	対象品目は国の指定品目とする	町内2箇所(サンサン館みき、三木町役場)の専用ボックスに入れる

6 ごみ処理計画

(1) 収集・運搬計画

本町における収集運搬計画の方針は下記に示すとおりである。

(ア) 収集区域

収集区域は本町の行政区域全般とする。

(イ) 収集運搬の方法

① 家庭系ごみ

家庭系ごみ(大型粗大ごみ以外)はステーション回収を継続し、収集回数については当面、現状と同様とする。大型粗大ごみは予約申し込みによる個別収集又は三木町クリーンセンターへの直接搬入とする。

② 事業系ごみ

事業系ごみについても現状と同様、一般廃棄物収集運搬許可業者による個別収集及び香川東部溶融クリーンセンターへの直接搬入とする。

(ウ) 収集運搬量

将来の収集運搬量(予測値)は表 4-21 に示す。平成 32 年度(中間目標年次)は 7,087t/年、平成 37 年度(計画目標年次)は 6,727t/年となっており、減少傾向にある。

表 4-21 収集運搬量(予測値)

(単位:t/年)

種類	平成26年度 (現況)	平成32年度 (中間目標年次)	平成37年度 (計画目標年次)
可燃ごみ	6,075	5,563	5,406
不燃・粗大ごみ	449	464	295
資源ごみ	1,218	1,034	999
集団回収(資源ごみ)	26	27	27
計	7,768	7,088	6,727

(2) 中間処理計画

本町における中間処理は、溶融処理と資源化処理に分かれる。

香川東部溶融クリーンセンターへ搬入した可燃ごみ、不燃・粗大ごみは溶融処理される。

資源ごみについては、三木町クリーンセンター、香川東部溶融クリーンセンター(リサイクルセンター)等資源化施設における処理と直接資源化がある。資源化施設における処理とは、資源化を目的として選別・圧縮・梱包等を行う施設で資源化処理をして再生業者等へ引き渡すことである。直接資源化とは、資源化施設を経ずに直接再生事業者等に引き渡すことである。

(3) 最終処分計画

中間処理(溶融処理)に伴い、メタル、スラグ、溶融飛灰が発生する。メタル、スラグについては全量再資源化物として再利用される。溶融飛灰については、香川県内の溶融飛灰再資源化施設で資源化(金属回収・製錬原料化)される。よって本町において最終処分は行わない。

7 ごみ処理施設の整備に関する事項

(1) 施設整備基本方針

本町のごみ処理基本方針は以下のとおりとする。

- ① ごみの減量、資源のリサイクルを目的とする適切な施設環境を維持する。
- ② 法令で定める基準を上回る自主基準を設定し、環境負荷の低減に努める。
- ③ 施設運営に関する情報を積極的に公開し、町民との信頼関係の構築に努める。

(2) 財政計画の立案

効果的な廃棄物行政を推進するため、ごみ処理事業費に係る財政計画を立案し、適正な進行管理を行う。

(3) 施策の事後評価

ごみの減量効果や施策に係る経費等を検証し、改善案や代替案を検討することによって施策の事後評価を行う。

資 料

- (1) 三木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例・・・資 1
- (2) 三木町環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・資 6
- (3) 三木町環境美化条例・・・・・・・・・・・・資 11

○三木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 47 年 4 月 1 日

条例第 4 号

改正 昭和 48 年 4 月 1 日条例第 6 号

昭和 49 年 4 月 1 日条例第 7 号

昭和 50 年 3 月 25 日条例第 10 号

昭和 51 年 3 月 25 日条例第 7 号

昭和 55 年 3 月 27 日条例第 11 号

昭和 58 年 3 月 26 日条例第 9 号

昭和 60 年 3 月 23 日条例第 7 号

昭和 60 年 6 月 28 日条例第 15 号

昭和 61 年 3 月 26 日条例第 11 号

平成 2 年 7 月 2 日条例第 14 号

平成 4 年 3 月 27 日条例第 11 号

平成 12 年 12 月 26 日条例第 41 号

平成 17 年 12 月 21 日条例第 27 号

平成 24 年 9 月 20 日条例第 17 号

平成 26 年 3 月 24 日条例第 9 号

平成 29 年 12 月 20 日条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に基づき本町における廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上をはかることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 法第 2 条第 1 項で定めるものをいう。
- (2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項で定めるものをいう。
- (3) 産業廃棄物 法第 2 条第 4 項で定めるものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業活動によって製造、加工又は販売される製品、容器等が廃棄物となった場合において、町の行う清掃事業に支障を来すことのないよう原材料の合理的使用、廃棄物の再生利用等技術開発に努めるとともに製品、容器等については、自ら回収を行う等廃棄物を少なくする措置を講じなければならない。

(清潔の保持)

第4条 処理区域内の土地又は建物の占有者（占有者がない場合には管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物並びに周辺の清掃を行う等清潔の保持に努めなければならない。

2 公園、広場、その他公共の場所を利用する者及び当該公共の場所を管理する者は、常に清潔を保つように努めなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第5条 町長は、毎年度処理区域内における一般廃棄物の処理について一定の計画を定めなければならない。

(町民の協力義務)

第6条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物（し尿を除く。）については種別ごとに分別して所定の場所に集める等町の行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分の業務に協力しなければならない。

2 容器は、町長が指定するものとし、当該容器には、有毒性、危険性、悪臭その他町の行う処理作業に支障を及ぼすおそれのあるものを混入してはならない。

(一般廃棄物処理の届出)

第7条 占有者は、臨時に一般廃棄物の収集、運搬及び処分を受けようとし、又は犬、ねこ等の死体その他の汚物を自ら処分しないときは、町長に届け出なければならない。

(多量の一般廃棄物)

第8条 法第6条の2第5項の規定により、町長が指示することができる多量の一般廃棄物（し尿を除く。）とは、1日の排出量が10キログラム以上又は1立方メートル以上のものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置)

第8条の2 町に設置する一般廃棄物処理施設は、次のとおりとする。

名称	位置
----	----

三木町クリーンセンター	三木町大字下高岡 4319 番地 1
三木町一般廃棄物最終処分場	三木町大字奥山 2582 番地 1

(一般廃棄物処理手数料等)

第 9 条 町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、別表に定める額に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額を徴収する。この場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する手数料の徴収方法は、町長が別に定める。

3 町長は、特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

(一般廃棄物処理業等の許可)

第 10 条 法第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理業及び浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業を行おうとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、その一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

3 前 2 項による許可手続等に関する事項は、町長が別に定める。

(許可手数料)

第 11 条 前条第 1 項による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる手数料を申請の際納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業 1 件につき 5,000 円

(2) 浄化槽清掃業 1 件につき 7,000 円

(委任)

第 12 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

2 三木町清掃条例(昭和 45 年 12 月 1 日三木町条例第 27 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に旧条例第 9 条の規定により汚物取扱業の許可を申請している者は、この条例の規定による一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可申請をしたものとみなす。

附 則(昭和 48 年 4 月 1 日条例第 6 号)

この条例は、昭和 48 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 3 月 25 日条例第 10 号）

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 25 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 51 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 27 日条例第 11 号）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 26 日条例第 9 号）

この条例は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 23 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 60 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 6 月 28 日条例第 15 号）

この条例は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 26 日条例第 11 号）

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 7 月 2 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 27 日条例第 11 号）

この条例は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 26 日条例第 41 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 21 日条例第 27 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 20 日条例第 17 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日条例第 9 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 20 日条例第 17 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第9条関係）

種別	区分	単位	手数料	
ごみ 廃棄物	1 町が収集、運搬及び処分する場合	可燃用指定 20 リットル	200 円	
		ごみ袋 10 枚 30 リットル	300 円	
		につき 45 リットル	400 円	
	2 臨時に収集、運搬及び処分する場合	軽トラック 1 台につき	3,810 円	
		普通トラック 1 台につき	4,630 円	
		2 トン車 1 台につき	9,524 円	
	3 町の施設へ搬入する場合	可燃ごみ	指定袋による徴収	
		不燃ごみ	10 キログラムにつき (10 キ	140 円
		粗大ごみ	ログラム未満は 10 キログラムとみなす)	
		資源ごみ		無料
事業系一般 廃棄物	可燃用指定ごみ袋 (45 リットル) 10 枚つき		2,000 円	
	10 キログラムにつき		191 円	
し尿	定額制	家族 1 人につき月額 343 円及びくみ取り便槽 1 につき 343 円		
	従量制	くみ取り量 36 リットルにつき 343 円及びくみ取り便槽 1 につき 1 回 343 円		
浄化槽汚泥	処理量 18 リットルにつき 48 円			

○三木町環境基本条例

平成 22 年 6 月 14 日

条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（土地の掘削によるものを含む。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第 7 条第 1 号について同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、その恵沢を町民が享受することができるように適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、基本理念に則して、環境の保全に関し本町の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念に則して、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、

これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に則して、その事業活動に関しこれに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(町民等の責務)

第6条 町民は、基本理念に則して、その日常生活に伴う廃棄物の排出、生活排水等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念に則して、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(施策の基本方針)

第7条 町は、基本理念に則して、環境の保全に関する施策を策定し、実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、町民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等における多様で恵み豊かな自然と町民とが共生できる環境を創造すること。
- (3) 身近な緑、水辺等を保全し、人と自然との豊かな触れ合いが保たれる潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 資源の再生等循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等の推進を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図ることにより、地球環境の保全に資すること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、三木町環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する施策の大綱及び長期的な目標
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

- 3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その基本的な事項についてあらかじめ、三

木町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

(資源の循環的な利用等の推進)

第9条 町は、環境への負荷の低減を図るため、資源の再生等循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、本町の気候等の自然的条件にかんがみ、前項の必要な措置のうち、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の循環的又は有効的な利用のための措置について、積極的な推進に努めるものとする。

(環境教育、学習の振興等)

第10条 町は、町民及び事業者が自ら環境の保全についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減のための活動が促進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の支援)

第11条 町は、事業者、町民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全に資する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 町は、第10条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第13条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うものとする。

(地球環境の保全の推進等)

第14条 町は、国、県等と連携し、地球環境の保全のため、二酸化炭素削減などによる地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるものとする。

2 町は、町及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 15 条 町は、環境の保全に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

2 町は、民間団体等とともに、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(審議会の設置)

第 16 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、三木町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、環境の保全等に関する基本的事項について調査審議する。

(組織)

第 17 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱又は任命する。

(1) 町議会の議員

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係団体を代表する者

(4) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 18 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 19 条 審議会に会長 1 人及び副会長 2 人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順序によりその職務を代理する。

(会議等)

第 20 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 審議会の庶務は、環境保全課において処理する。

6 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○三木町環境美化条例

平成13年3月23日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずること等により、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、快適な生活環境の保全と清潔で美しい町づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の飲食料を収納していた容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他の散乱性の高い不用物をいう。
- (3) 町民等 町内に居住し、又は滞在し、若しくは町内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 所有者等 土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 公共の場所 公園、道路、河川、水路、その他これらに類する場所をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (8) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、所有者、占有者又は管理者が使用していないものをいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するために必要な施策を総合的に実施するとともに、その実施について、町民等、事業者、所有者等、関係行政機関及び関係諸団体に対して協力を要請するものとする。

2 前項の施策は、次に掲げる事項とする。

- (1) 空き缶等及び吸い殻等散乱の防止等についての町民等、事業者及び所有者等に対する意識の啓発及び広報活動の推進に関すること。
- (2) 空き缶等の再資源化の促進に関すること。
- (3) 環境パトロールの実施体制の整備に関すること。
- (4) その他環境美化に必要と認める事項

3 町は、地域の良好な生活環境をつくるため、近隣の市町と協力して環境美化に努めなければならない。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、地域の良好な生活環境をつくるため、近隣の市町民とも協力して環境美化に努めなければならない。

2 町民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

3 町内に居住する者は、その居住する地域において、自ら清掃活動を積極的に推進し、地域の環境美化に努めなければならない。

4 町民等は、町がこの条例の目的を達成するため実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱防止並びに空き缶等再資源化の促進について、従業員に対する意識の啓発を図るとともに、当該事業所及びその周辺において環境美化活動に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動により地域的美観を損なうことのないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、町がこの条例の目的を達成するため実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物の環境美化のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 所有者等は、町がこの条例の目的を達成するため実施する施策に協力しなければならない。

(環境美化の日)

第7条 町長は、環境美化の促進について町民等及び事業者等の関心と理解を深めるため環境美化の日を設けることができる。

(野焼きの禁止)

第8条 何人も、快適な生活環境を守るため、焼却によりダイオキシン類等の毒性ガスが発生するおそれのあるものを、野焼きしてはならない。

(投棄の禁止)

第9条 何人も、みだりに空き缶等及び吸い殻等を公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に捨ててはならない。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第 10 条 飼い犬の所有者又は管理者は、当該飼い犬が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所においてふんを排せつした場合には、当該ふんを適切に処理しなければならない。

(回収容器の設置、管理等)

第 11 条 自動販売機等により飲食料を販売する事業者は、その販売によって生ずる空き缶等が投棄されないように回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により、回収容器を設置した事業者は、回収した空き缶等のうち再資源化の可能なものについては、再資源化に努めなければならない。

(空き地の管理)

第 12 条 空き地の所有者、占有者又は管理者（以下「空き地の所有者等」という。）は、繁茂する雑草、枯れ草又は投棄された廃棄物等を放置して周辺的生活環境を損なうことのないよう、常に空き地を適切に管理しなければならない。

(指導又は勧告)

第 13 条 町長は、第 8 条から前条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(立入調査)

第 14 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、空き缶等若しくは吸い殻等が散乱している土地、自動販売機が設置されている土地若しくは建物又は空き地の立入調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(公表)

第 15 条 第 13 条の規定に基づき、再三指導又は勧告するもこれに応じない者は、その氏名等を公表することができる。

(委任)

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。